

付録一7 定期点検結果の記入要領

1. 定期点検結果の記入要領

1) 定期点検記録様式（その1）	橋梁の諸元と総合検査結果	1
2) 定期点検記録様式（その2）	径間別一般図	3
3) 定期点検記録様式（その3）	現地状況写真	5
4) 定期点検記録様式（その4）	要素番号図及び部材番号図	6
5) 定期点検記録様式（その5）	状況把握の方法	9
6) 定期点検記録様式（その6）	橋の健全性の診断に関する所見	9
7) 定期点検記録様式（その7）	対策区分判定結果（主要部材）	10
8) 定期点検記録様式（その8）	対策区分判定結果 (様式（その7）に記載以外の部材)	12
9) データ記録様式（その9）	損傷図	12
10) データ記録様式（その10）	損傷写真	14
11) データ記録様式（その11）	損傷程度の評価記入表（主要部材）	15
12) データ記録様式（その12）	損傷程度の評価記入表 (様式（その11）に記載以外の部材)	17
13) データ記録様式（その13）	損傷程度の評価結果総括	17
付表-3.1 構造形式一覧		18
付表-3.2 各部材の名称と記号		21
付図-3.1 部材の名称		24
付図-3.2 要素番号例		41
付図-3.3 部材番号例		91

1. 点検結果の記入要領

点検記録様式の記入要領を以下に示す。

定期点検記録様式（その1）から定期点検記録様式（その8）は、状態、原因、対策の考え方に関する所見、及びその根拠としての把握した橋の状態、並びに対策区分の判定や部材単位での健全性の診断及び道路橋毎の健全性の診断の結果を記入する。

データ記録様式（その9）からデータ記録様式（その13）は、将来の維持管理の参考となり、かつ維持管理計画の策定や見直しに用いるための損傷程度の評価や外観性状を記録する。

1) 定期点検記録様式（その1）橋梁の諸元と総合検査結果

本様式では、対象橋梁の諸元について「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用して整理する。

また、定期点検結果の総合所見として、複数の部材の複数の損傷を総合的に評価するなど、橋梁全体としての状態や対策についての方針についての所見を、「総合検査結果」欄に記載する（40字程度以内）。

本様式には、道路橋毎の健全性の診断結果（I～IV）も記載する。

今回の改定では、健全性の診断結果（I～IV）及び所見を記載した橋梁診断員の所属、氏名を作成者欄に追加した。

橋梁IDは、「道路橋における橋梁ID付与実施要領(案)」（平成26年3月、国道・防災課）による。

【留意事項】

(1) 緯度・経度

起点側及び終点側の緯度・経度は、全幅員の概ね中心とする。なお、橋梁毎の重複は避ける必要があるものの、過剰な精度は必要ない。

緯度・経度は、現地で橋梁名等が不明の場合に、GPSで場所等を特定することで橋梁名を確認することも可能となる情報である。

(2) 橋梁名

橋梁名に関して、施工時の名称と供用後の名称とが異なる場合がある。この場合は、道路台帳と同一名称とすることで、無用の混乱を防ぐことができる。なお、読み方については、「…はし」、「…ばし」、「…きょう」まで正確に記載する。

(3) 路線名

路線名は、当該橋梁の位置を速やかに想起させることがある可能性のある重要な事項である。路線名に加えてバイパス名を記載することにより、同じキロポストに二つの橋梁が存在する等の捉え違いを未然に防ぐことができる。

(4) 所在地

所在地も、当該橋梁の位置を速やかに想起することができる可能性のある重要な事項である。箇所を特定できる地先まで記載することにより、位置を正確に特定することができる。なお、読み方については、伝達の確実性の向上を目的として、ふりがなを付す等の工夫をするとよい。

(5) 適用示方書

橋梁の設計・施工では「道路橋示方書」が適用されるため、当該橋梁に適用した道路橋示方書を明確化（〇〇年道示等と記録）することは、各種点検の際の重要な情報である。

特に、耐震対策を実施している場合は、様式の備考欄に耐震対策を実施した際に適用した道路橋示方書も記載することにより、後日、この様式を活用し、橋梁の耐震性能を速やかに把握でき、地震時の被害を推定する際の一助となる。

(6) 幅員の定義

幅員に関する各寸法の定義は、図-1.1による。



注：起点側から見る。

図-1.1 幅員

(7) 備考欄の活用

備考欄には、次の事項から必要事項を抽出し、記載する。なお、橋梁管理カルテ等で容易に参照できる事項は、記載する必要ない。

①近接条件等

ア)一般

- ・近接方法：緊急時及び次回以降の定期点検の計画立案の際に、必要な架橋環境及び近接の難易度の把握に活用できる。
- ・交通規制の有無：交通規制を実施するにあたり確保が必要な車線数及び交通量が把握でき、次回以降の定期点検計画立案に有益な情報である。
- ・協議の有無（相手）：点検するためには必須な情報である。
- ・上部構造分割の有無
- ・第三者点検実施の有無（対象径間の記載）：補修・補強の緊急度を判断するための有益な情報の一つである。
- ・海岸線からの距離：損傷の原因を絞り込むに際しての判断材料の一つである。
- ・塩害特定点検対象及び実施の有無：損傷の原因を絞り込むに際しての判断材料の一つである。
- ・検査路（上下部構造別に設置箇所）：検査路の有無及び設置位置等は、緊急時及び次回の定期点検計画立案時の有益な情報である。
- ・補修補強工事の有無（前回定期点検以降の補修工事のみが対象）：前回定期点検にて確認された損傷への対応が把握できるため、次回の定期点検計画立案時の有益な情報である。

イ)その他

現地の条件等によっては、外観の確認すらできない部材も有り得るので、同一橋梁内において、人が近づけるだけの空間が存在しないなどの真にやむを得ない理由で目視、打音及び触診を実施できない場合や近接目視によらない方法により実施した場合は、その位置を備考欄に記録として残す。詳細は、定期点検記録様式（その5）が参考にできる。

②構造等の特記事項

健全性の判定及び維持管理上、道路管理者が把握すべき構造を有する場合は、特記事項として記載しておく。

例：・構造が上下線で異なり、一方が定期点検の対象外となった場合 等

（8）総合検査結果

複数部材の複数の損傷を総合的に評価し、橋梁全体の状態について所見を記載する。橋としての健全度の評価判定に至った経緯、たとえば、損傷部位種類の概況や性状、現状の本体安全性に関する見立てについての所見、進行性についての所見、必要な措置の観点が分かるよう必要に要領よく記載する。また、橋本体の安全性に直接関係しないものの、橋の耐久性や通行性向上の観点から是正が必要と考えられる主な事項についての所見を要領よくまとめる。

また、次の事項があれば、記載する。

- ・前回定期点検結果から健全性の診断結果（区分）が変わった場合には、その理由（損傷の進行、補修済み、原因排除済み等）

2) 定期点検記録様式（その2）径間別一般図

本様式では、対象橋梁の全体図及び一般図（平面図、側面図、断面図）などを径間毎に整理する。

定期点検記録様式（その2）の記入要領は、次のとおりとする。

次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

- ・「全体図」：橋梁全体の模式図（多径間の場合、対象としている径間をマークする。）
- ・「一般図」：各径間の一般図（平面図、側面図、断面図）

※補強等を反映させた現況の一般図とすること。

現況の一般図がない場合には、新たに作成すること。

【留意事項】

（1）図面に記載する事項

全体図、一般図に記載する情報等は、次のとおりである。なお、いずれの図面も、数値等が読みとれる明瞭な図面とすること。

①橋梁一般図

全体図で掲載することが多いと考えられる橋梁一般図は、当該橋梁の基本となる図面であり、よって、そこに記載する情報は当該橋梁の点検・診断を行うにあたっての基本的な諸元を網羅する必要がある。ゆえに、当該図には、少なくとも、橋長・支間長・幅員・桁間隔・桁高・支承条件・径間分割番号を記載する。

②平面図・側面図・断面図

一般図で掲載することが多いと考えられる平面図・側面図・断面図には、当該橋梁そのものの情報の他、地形・交差条件・周辺状況及び設計条件等、定期点検をより効率的・効果的に行

うための情報を記載する。

記載する情報は、次の中から適切なものを選択する。

- ・方向別表示（○○方面）：当該橋梁の起点・終点を示し、当該橋梁の各部位における正確な位置把握に有益な情報である。
- ・地質縦断図・柱状図：地質縦断図・柱状図は、当該橋梁が存在する地形・地質が把握できることの他、当該橋梁に生じた損傷の原因の推定に有益な情報である。
- ・交差物件の名称・方向・条件明示：当該橋梁と交差している物件（河川・道路・鉄道等）の名称は、その管理者を特定するための情報であり、緊急時及び災害時の情報共有及び対応への連携等に際し必要な情報である。なお、交差物件（河川・道路・鉄道等）の方向別表示を行う。

例：河川…上下流

道路…至○○

海岸付近…海側、山側

また、交差条件（建築限界、HWL等）を明示することにより、定期点検の計画立案に必要な情報となる。

- ・河川の計画及び現況河床：当該橋梁が河川を横架する場合は、渡河する河川の計画及び現況河床を記載することで、洗掘の有無等の判断の一助となる。
- ・第三者被害予防措置の対象範囲：架橋条件や維持管理の前提条件が確認できる情報である。
- ・梯子、橋梁点検車の設置可能位置：梯子、橋梁点検車で定期点検を行う際に、その設置が可能となる位置の情報であり、定期点検の計画立案を行う場合のみならず、災害時の緊急点検等の際に也有益である。
- ・橋梁下へのアクセスルート：当該橋梁へ到着するまでのアクセスルートを示す情報である。特に山間部等、周辺道路が十分整備されていない地域での橋梁では、定期点検の計画立案を行う場合のみならず、災害時の緊急点検等の際に也有益である。
- ・前回定期点検以降の補修・補強の情報：補修・補強工事の範囲（または位置）は、前回定期点検にて確認された損傷への対応を把握できる情報である。
- ・踏掛板の有無：大規模地震後の緊急点検計画の立案時に、当該橋梁の橋台背面の沈下の生じやすさを把握できる情報である。
- ・定期点検の現地実施において調整等が必要となる施設：定期点検において、事前に調整が必要となる施設（大規模な送電線、光ファイバーの幹線等）は、定期点検の計画立案に必要な情報である。
- ・人が近づけるだけの空間が存在しないなど物理的に近接が不可能であるときや、近接目視によらずに状態を把握した場合は、その位置を一般図に記録として残す。記入内容は、定期点検記録様式（その5）が参考にできる。

（2）その他記載が望まれる情報

①周辺の交通等状況

当該橋梁の損傷の進展を考察する場合に、橋梁の位置する道路にどのような交通が見られるかは重要な要素の一つであるため、周辺の状況を可能な限り記載する。

例えば、

- ・主要なアクセス道路（高速道路、主要地方道等）
- ・大規模な工業団地等の大型車の通行が想定される地域

②情報源となる施設

災害時には、速やかに情報を入手することが重要であり、遠隔地においても速やかに現地の情報が取得できるように、情報を取得できる施設について記載する。

例えば、

- ・CCTVの設置位置、撮影範囲・方向、可能な旋回範囲等の情報
- ・気象観測装置、路温計等の設置情報

③情報取得年次

記載している情報の確からしさを示すため、各情報の取得年次等について記載する。

例えば、

- ・形式・形状は完成図から精緻に転載されたものか、想定が含まれるのか
- ・河床高は、○年○月現在時点の高さ
- ・交差道路の高さは、○年○月現在の高さ

④側道橋

側道橋には本橋側を、本橋には側道側を記載する。

3) 定期点検記録様式（その3）現地状況写真

本様式では、対象橋梁の全景、路面、路下等の現地状況写真を径間毎に整理する。写真は、当該橋梁の客観的事実を示すことができる最たる情報であり、当該橋梁の外観等の他、地形、差条件及び周辺状況等の情報を、主として視覚的に取得するための様式である。

定期点検記録様式（その3）の記入要領は、次のとおりとする。

次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真是横方向に順に貼付する。）
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「撮影年月日」：写真的撮影年月日
- ・「メモ」：撮影対象箇所（側面、路面、路下等）、写真内容の補足説明。

所見なのか事実なのか判断しがたい中途半端な記述は行わない。どの情報が有益になるのか定期点検時点での判断は難しいときには、得られた情報を記載するのがよい。また想定の部分は「考えられる等」と記載するなど、想定での記載であることが読み取れるように記載すること。

【留意事項】

①撮影アングル

写真的撮影アングルは、原則として前回定期点検と同じとする。撮影アングルを見直すべきと判断した場合は、前回定期点検時の写真に写っていた目印となる対象物をフレームに入れるといい。

また、どの方向から何を写したかを記載する。例えば、「手前：A1側、奥：P1側」、「上り

線側から撮影」

② C C T V 画像の利活用

当該橋梁を観測している C C T V が設置されている場合は、プリセット画像と変状時の画像を比較することで、大規模な変状があれば速やかに確認できることから、掲載しておくとよい。

③ 航空写真の利活用

当該橋梁の周辺状況を一目で確認できることから、可能であれば、国土地理院のサイトから橋梁周辺の航空写真の転載等を検討するとよい。

4) 定期点検記録様式（その4）要素番号図及び部材番号図

本様式では、記録の下地となる要素番号及び部材番号を設定し、径間毎に整理する。

定期点検記録様式（その4）の記入要領は、次のとおりとする。

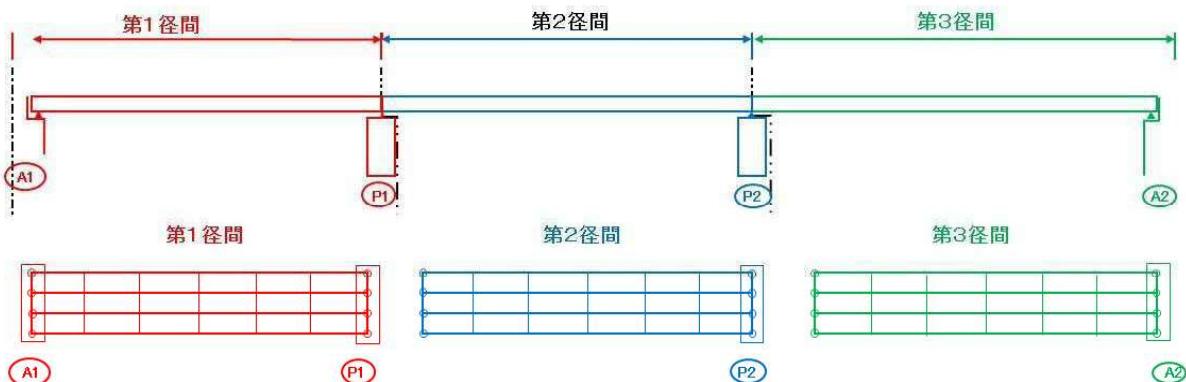
次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

（1）「要素番号図及び部材番号図」：径間毎、部位・部材毎の番号図

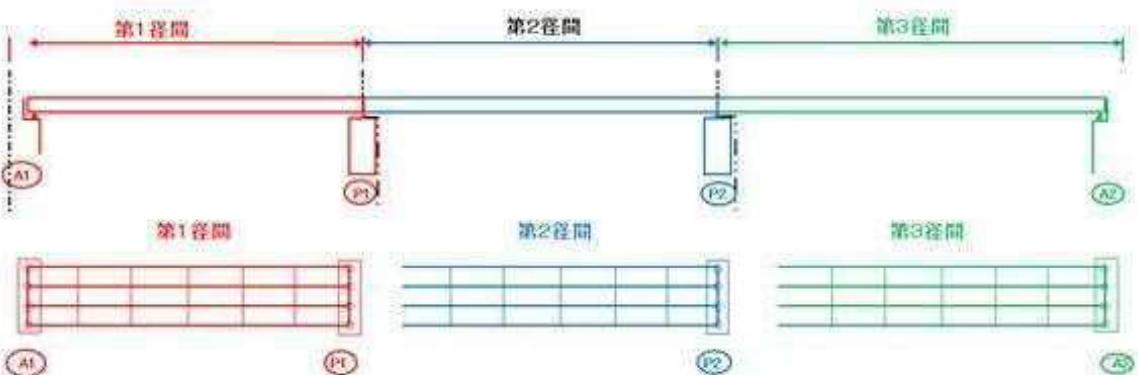
■ 1 径間の考え方

多径間の橋梁において、橋脚、伸縮装置、連続桁中間支点の支承、支点上の対傾構・横桁、桁連結装置（落橋防止）等、前後の径間で共有する部材については、若番側の径間部材とする。

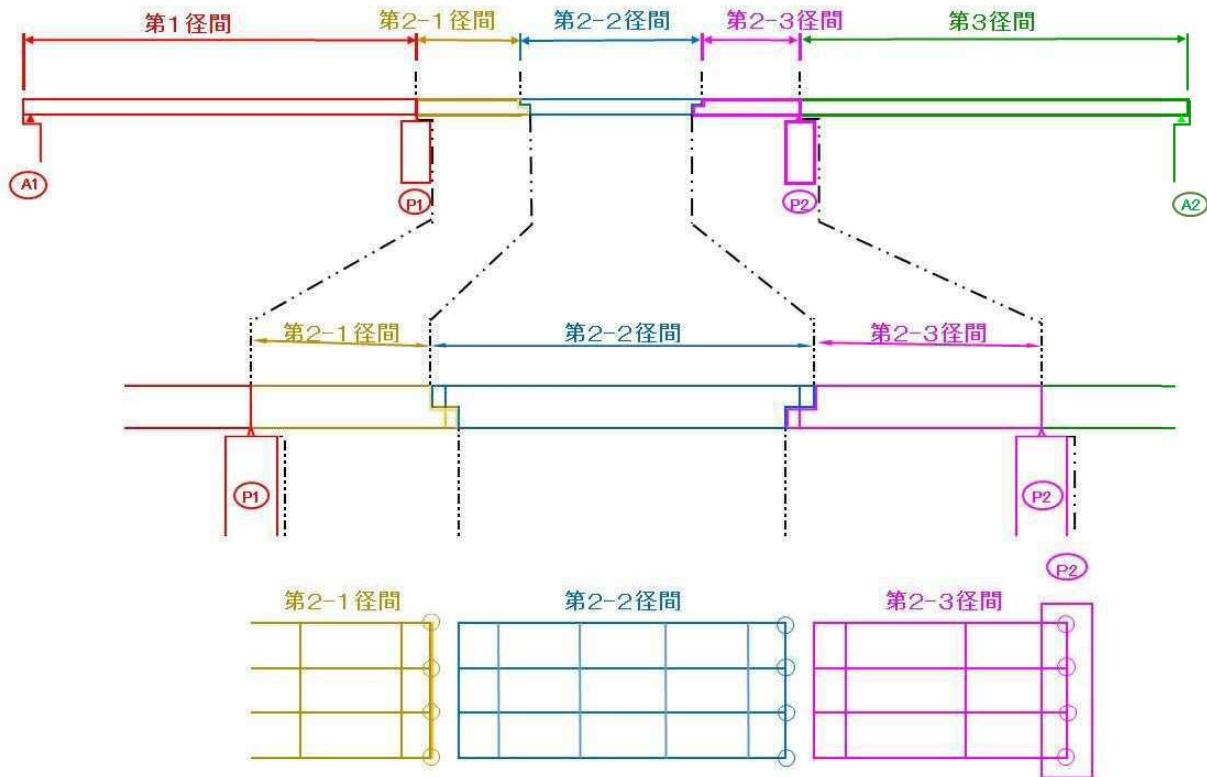
ア) 単純桁の例



イ) 連続桁の例



ウ) ゲルバー桁の例



■要素番号：損傷程度の評価を行う各部位・部材毎の最小評価単位の番号

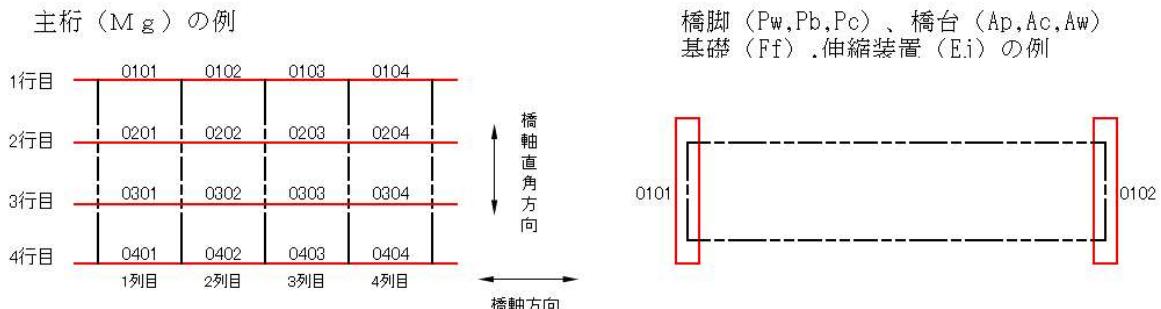
要素番号は、各部位・部材毎に4桁の番号をつけるものであり、付表-3.2「各部材の名称と記号」に示す2文字の部材記号を組み合わせることで要素を特定することができる。

要素番号の4桁の数字は、前2桁が橋軸方向の並び(行)を示し、後2桁が橋軸直角方向の並び(列)を示す。この4桁の数字の組み合わせで、要素の位置を示すものである。なお、数字は部位・部材毎に図の左側(=起点側)から右側(=終点側)へ、上側から下側へ向けて順に増加するようにふりつける。また、箱桁の内部の点検を行った場合は、下記の例に示すように要素番号4桁の数字のうち、左端の桁を9の値とする。要素番号の付け方の例を付図-3.2「要素番号例」に示す。

なお、要素番号図は損傷の経年変化を知るために、初期入力されたものを更新してはならない。過去の定期点検の記録が部材番号、要素番号が規則に従っていない場合、明らかに不都合が生じるものは修正する。不都合が生じる場合の例を以下に示す。

- ア) 番号が重複している
- イ) 番号定義がない
- ウ) 部材種別の取り違い 等

補強、拡幅等により、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の要素番号の振り直しは行わず、新規の番号を追加するものとする。



■部材番号：対策区分の判定を行う評価単位の番号

部材番号は、特定の部材毎に2桁の番号をつけるものであり、付表-3. 2「各部材の名称と記号」に示す2文字の部材記号を組み合わせることで部材を特定することができる。

部材番号の2桁の数字は、本文6.1の解説に記載の桁等各1本単位で評価する部材及び橋台等の下部構造にあっては、橋軸方向の並び(行)または橋軸直角方向の並び(列)を示す。数字は図の左側(=起点側)から右側(=終点側)または上側から下側へ向けて順に増加するようにふりつける。また、箱桁の内部の点検を行った場合は、下記の例に示すように部材番号2桁の数字のうち、左端の桁を9の値とする。部材番号の付け方の例を付図-3「部材番号例」に示す。

また、径間単位で評価する部材にあっては、「00」を付す。

なお、部材番号図は対策区分の経年変化を知るために、初期入力されたものを更新してはならない。

補強、拡幅等により、部材の追加、変更が生じた場合は、既存の部材番号の振り直しは行わず、新規の番号を追加するものとする。

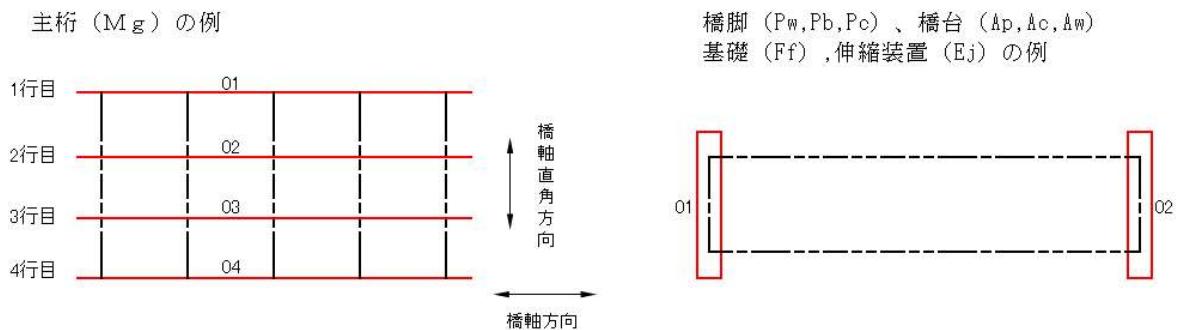
例) Mg 0 1 Cr 0 2, Mg 9 1

↓

Cr_{0.2}Mg_{9.1}

↓

部材記号（行または列）→部材番号 箱桁の内部



5)定期点検記録様式（その5）状態把握の方法

本様式は、対策区分の判定や健全性の診断を行うために、または、その他記録を作成するためには、物理的に近接目視または打音、触診ができない箇所、物理的には近接目視または打音、触診が可能であるがその他の方法により状態を把握した箇所について記録する。

①物理的に目視、打音及び触診ができていない箇所（部材）

ア)その範囲と理由を明記する。

記載例：・添架物により床版下面が目視できない。

- ・桁高が低く箱桁内部に進入できない。
- ・化粧板により桁が目視できない。
- ・カバープレートにより支承が目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁の背面は目視できない。
- ・コンクリート橋の支点上横桁があり、胸壁前面は目視できない。

イ)下部構造等の地盤内は目視できないので、定期点検記録様式（その2）に地盤線とその記号を記入する。

ウ)下部構造等の水中部も、水中カメラ等、状態把握の方法を記載する。

エ)これら以外に、橋梁診断員の判断で近接目視によらず状態の把握を行った部材部位については、その部材部位を明らかにし、その部材部位毎に判断の理由や根拠に関する所見を記録に残すこと。また、その部材部位毎に使用する機器等の性能や誤差程度、性能を發揮する使用条件を明らかにし、また、実際に使用した時の条件も明らかにするなど、機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を適切に残す。

6)定期点検記録様式（その6）橋の健全性の診断に関する所見

全ての部材の対策区分の判定結果や健全性の診断結果は、従前の定期点検記録様式と同様に、部材番号毎、損傷種類毎に定期点検記録様式（その7）、（その8）に記載する一方で、本様式は、定期点検記録様式（その1）に記載する総合診断結果の根拠となる、または、橋の維持管理について検討する上で着目しておくべき部材や損傷について整理し、橋の健全性の診断に関する橋梁診断員の所見を記載するものである。

本様式は、径間毎に作成することを基本とし、また、対策区分の判定がC1以上の部材や損傷を網羅するように作成することを基本とする。部材単位の診断結果も記載する。必要に応じて対策区分の判定がBになる部材や損傷についても記載する。対策区分の判定については、本文6.及び付録一「対策区分判定要領」を参照する。

径間毎に作成するにあたっては、部材種別順にまとめるなど、径間全体の複数の部材の複数の損傷を総合的に把握できるように心がける。このとき、同じ部材種別において同様の損傷、所見や判定結果となる部材が複数あるときには、ひとつまたは幾つかの部材を代表として、まとめて記載してもよい。このときには、所見欄にその旨を記載することとし、併せて、対象となる部材番号を記載するのがよい。

また、複数の径間について、同種の構造の特性を有し、同様の所見となる場合には、ひとつまたは幾つかの径間を代表としてまとめて記載してもよい。

定期点検記録様式（その6）の記入要領は、次のとおりとする。

次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真是横方向に順に貼付ける。）
- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号
- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表－3. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材番号」：損傷部材の番号（0205等；「定期点検記録様式（その4）」参照）
- ・「損傷の種類」：損傷名（腐食、亀裂等；「付録－1, 2」参照）
- ・「部材毎の対策区分判定」：対策区分毎に損傷の種類名を記入（対策区分（B, C1, C2, M, E1, E2, S1, S2）は本文6. 及び付録－1「対策区分判定要領」を参考、損傷の種類名も付録－1を参照）
- ・「部材毎の健全性の診断」：対策区分の判定と同じ記録単位で診断結果を記載する。
- ・「所見」：当該損傷に対する判定の根拠とその考え方など橋梁診断員の所見を記入。
所見には、当該区分に分類した判断の根拠や留意すべき点（損傷の性状、損傷の原因、損傷の進行性など、現状の安全性や今後の進行性など次回定期点検までの対策区分の判定の根拠なる事実や推定を記載する。
また、
 - ・他の部材の異常や損傷との関連性
 - ・損傷部周辺の局所的な応力状態や構造の詳細
 - ・環境条件
 - ・その他必要な事項など、対策区分の判定にあたって参考にすべき内容は、併せて記載しておくとい。

7)定期点検記録様式（その7）対策区分判定結果（主要部材）

本様式では、主要部材の損傷に対する対策区分判定結果について、部材番号毎、損傷種類毎に、径間単位で記載する。なお、「主要部材」は、本文5に規定するものであり、対策区分の判定については、本文6. 及び付録－1「対策区分判定要領」を参照する。

「診断結果」欄には、対策区分の判定と同様の単位で、部材単位の診断結果（I～IV）を記載する。部材単位の健全性の診断については、本文7. 1の健全性の判定区分による。また、同欄には、推定される損傷の原因、進行性についての評価、当該損傷に対する判定の根拠とその考え方など橋梁診断員の所見を記述する。

点検調書（その7）の記入要領は、次のとおりとする。

次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

- ・「工種」：上部構造、下部構造などの区分記号（S, P, A等；付表－3. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「材料」：鋼、コンクリートなどの部材材質区分記号（S, C, X等；付表－3. 2「各部材の名称と記号」参照）

- ・「部材種別」

「名称」：主桁、床版などの部材名（付表－3. 2 「各部材の名称と記号」参照）

「記号」：部材名称に対応した部材記号（Mg, Ds, Bh 等；付表－3. 2

「各部材の名称と記号」参照）

「部材番号」：対策区分の判定を行う評価単位毎の番号（例 02 等；「定期点検記録様式(その4)」参照）

- ・「損傷の程度」

「最大」：対象部材番号を構成する要素のなかで、当該損傷の最大となる損傷程度の評価区分記号（「付録－2」参照）

「最小」：同じく、最小となる損傷程度の評価区分記号（「付録－2」参照）

- ・「対策区分」：対策区分毎に損傷の種類名を記入（対策区分(B, C1, C2, M, E1, E2, S1, S2)は本文6. 及び付録－1 「対策区分判定要領」を参照、損傷の種類名も付録－1を参照）

- ・「診断結果」

「健全度（部材単位）」：対策区分の判定と同じ記録単位でI～IVの診断結果を記載する。

「原因」：橋梁における損傷現象は多様な形態で現れ、その原因も種々な要因が複雑に関連している場合が多く見られる。例えば、コンクリートの「塩害」（根本原因）により「ひびわれ」という損傷が発生し、その「ひびわれ」を直接的な原因として「漏水・遊離石灰」に、さらにひびわれからの漏水により「材料劣化」して「腐食」という損傷に発展するなどである。このように、損傷の原因を明確に確定することはかなり難しいものの、定期点検では、主要部材の対策工法を検討するに際して必要な原因を確定若しくは推定することを目的に、下表の6つの重大損傷原因（その他を加えて7つ）を記載することとした。このため、原因是、根本原因、直接的な原因を区分することなく、対策工法を検討するために考慮するものを記載する。ただし、原因が推定もできない場合は、無理して記載することなく、「不明」とすること。

表 損傷原因の種類

鋼	コンクリート	備 考
① 疲労	① 疲労	外力作用に起因
	② 塩害	環境に起因
	③ 凍害	
	④ アルカリ骨材反応	
	⑤ 中性化	材料劣化に起因
⑥ 材料劣化		
⑦ その他（ ）	⑦ その他（ ）	

なお、「⑦その他（ ）」を記載する場合には、分かる範囲で（ ）内に損傷

原因名を記載すること。この際、次に示す 11 項目に代表させたものが参考となる。

【外的原因】	【内的原因】
ア) 外力作用に起因	ウ) 材料劣化に起因
・想定外の荷重	・品質の経年変化
・衝突	
・偏土圧・圧密沈下	エ) 製作・施工に起因
・洗掘・浸食	・製作・施工不良
・地震	・防水・排水工不良
イ) 環境に起因	オ) 設計・構造に起因
・乾燥収縮・温度応力	・構造形式・形状不良
・化学的腐食	

「所見等」：当該損傷に対する判定の根拠とその考え方など橋梁診断員の所見を自由記入。

S 2（詳細調査を経ないで追跡調査が必要と判定）においては、「所見」欄に、追跡調査の内容とその頻度を記載すること。

また、原因の相互関係、例えば、「腐食」の直接的原因が「材料劣化」の場合、「原因」欄には「⑥材料劣化」と記載し、「所見」欄に、「疲労に伴う床版ひびわれからの漏水を根本原因としている」などを記載するのが望ましい。

8) 定期点検記録様式（その 8）対策区分判定結果（様式（その 7）に記載以外の部材）

本様式では、定期点検記録様式（その 7）に該当するもの以外の部材について記載する。記載方法については、点検記録様式（その 7）に準拠するものとする。

なお、「部材番号」、「原因」については、記載しないものとする。

9) データ記録様式（その 9）損傷図

本様式は、部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間毎に詳細に記録するものであり、橋の状態に関する客観的かつ基礎的データとするものである。損傷状態が詳細に分かることにより、経年の損傷の進行状態の比較、損傷に対する補修・補強方法または架替え等の検討に活用するための様式となる。次回定期点検時に、例えば、コンクリート部材ではひびわれ、鋼部材では亀裂の進展の程度等を把握するための情報源となる様式である。

なお、損傷種類別の詳細な記録方法については、「付録-2: 損傷程度の評価要領(2)あるいは(3)その他の記録を参照のこと。また、目視、打音及び触診しなかった箇所については、箇所毎に近接の程度とその理由を記載するものとする。

データ記録様式（その 9）の記入要領は、次のとおりとする。

次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

- ・「損傷図」：径間別一般図に、部材名称、要素番号、損傷種類番号・損傷名、損傷程度の評価

区分記号の順序で記入する（「部材名称」については付表－3. 2を、「損傷種類番号・損傷名」及び「損傷程度の評価区分記号」については「付録－2」を参照。）。

また、各損傷箇所に対応した写真の番号（「データ記録様式（その10）」の写真番号）を記入する。なお、記入にあたっては、次の凡例の内容を損傷図に添付し、参考としてもよい。

損傷の種類	表 示	損傷の種類	表 示	損傷の種類	表 示
ひびわれ		遊離石灰		うき	
剥離		漏水			
鉄筋露出		その他			

定期点検の結果は、単に損傷の大小という情報だけではなく、効率的な維持管理を行うための基礎的な情報として様々な形で利用される。例えば、ひびわれ状況をもとにアルカリ骨材反応を検討したり、亀裂の発生箇所周辺の損傷状況をもとに損傷原因を考察したりする場合には、損傷図が重要な情報源となる。

したがって、損傷の程度を適切な方法で詳細に記録しなければならない。損傷状況を示す情報のうち、定性的な評価基準（付録－2）を用いて損傷の程度を表せない情報については、本記録様式上で、損傷図や文章等を用いて記録することとする。

以下に、定性的な評価基準で損傷の程度を表せない情報に対する記録方法例を示す。

- ・コンクリート部材におけるひびわれの状況のスケッチ
(スケッチには、主要な寸法も併記する)
- ・コンクリート部材におけるうき、剥離、変色等の変状箇所及び範囲のスケッチ
- ・鋼製部材の亀裂発生位置、進展の状況のスケッチ
- ・鋼製部材の変形の位置や状況のスケッチ
- ・漏水箇所など変状の発生位置
- ・異常音や振動など写真では記録できない損傷の記述

【留意事項】

①記載の趣旨

現在の損傷状況（客観的事実関係）の全貌を効率的に把握し、一定のルールに則り、主観・予見なく記録すること。橋梁診断員が状態の確認方法を検討したり、道路管理者が定期点検結果の妥当性や措置の検討、その他維持管理に関する検討を行うときに参考になるように、主観・予見なく必要に応じて活用した、記録するとともに、記録の精度について明らかにしておくこと。

②対象の事例

- ・外力との関係性が疑われるもの
- ・部材内部における材料の劣化が疑われるもの

- ・漏水や遊離石灰の析出の発生箇所やうき、剥離、鉄筋露出の範囲

- ・顕著な変色、浸潤痕

- ・上記に該当しないもののうち、次に該当するもの

- ・明確な規則性が見受けられるもの

- ・構造的要因との関わりが疑われるもの

- ・打音等で確認されたうき、はくりの範囲

③状態をスケッチとして記入するもの

- ・広範囲に細かく網目状に発達したひびわれ

- ・広範囲に広がった浸潤痕や漏水、変色

- ・散在する多数のコンクリートの剥落、ひびわれ部の欠け、骨材の露出

- ・散在する多数のスペーサーや鉄筋等の内部鋼材の露出

④特筆すべき状態

- ・耐荷力の不足、または、鉄筋等に沿って一方向または二方向に分散して発達していたり、蜘蛛の巣状に発達しているなど疲労の兆候と疑われるひびわれの箇所は特筆し、また様式に写真を添えるのがよい。(必要に応じて道路管理者も指示)

- ・一方向ひびわれと二方向ひびわれ違い、また分散ひびわれと特定箇所のひびわれの違いを問わず、漏水、遊離石灰、変色、骨材のポップアウト、近傍の角おちなど、床版への水の浸入が疑われる兆候と関係するひび割れの箇所は特筆し、また様式に写真を添えるのがよい。

10)データ記録様式（その10）損傷写真

本様式では、定期点検の結果把握された損傷の写真などを径間毎に網羅的に整理する。

なお、損傷種類別の詳細な記録方法については、「付録-2: 損傷程度の評価要領」の【損傷程度の評価と記録】(2)あるいは(3)その他の記録を参照のこと。記録作成者が直接、損傷を把握した上でその損傷の程度が把握できるように撮影したときには、記録に残すべき損傷が記録していると解釈されるので、備考欄には特に記載する必要はない。ただし、必ずしもこのとおりにならないときがあれば、必要に応じて、写真を解釈する上で必要な情報を記載すること。このとき、備考欄でなく、写真毎に、撮影条件とその理由をメモ欄に記載するものとする。

一方で、近接し、損傷を把握した上でその損傷の程度が把握できるように撮影するのではなく、記録作成を支援する機器等を用いて得た画像から記録に残す損傷を抽出し、整理することを基本とする場合には、個々の写真にその解釈する上での留意点を記載することは効率的でない。このため、定期点検記録様式（その5）に機器等の性能や誤差程度、性能を発揮する使用条件を明らかにし、また、実際に使用したときの条件も明らかにするなど、機器等で得た結果の解釈にあたって必要な情報を別途記載するとともに、本様式の備考欄に写真を解釈する上で少なくとも注意すべき情報をまとめて記載すればよい。

データ記録様式（その10）の記入要領は、次のとおりとする。

次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

- ・「写真番号」：写真と対応した番号（1から順に記入。写真は横方向に順に貼付ける。）

- ・「径間番号」：写真に対応した径間番号

- ・「部材名」：主桁、床版などの部材名（付表－3. 2 「各部材の名称と記号」参照）
- ・「要素番号」：損傷部材の番号（0205 等；「定期点検記録様式(その4)」参照）
- ・「損傷の種類」：損傷名（腐食、亀裂 等；「付録－1」参照）
- ・「損傷程度」：損傷程度の評価区分記号（「付録－1」参照）
- ・「前回損傷程度」：損傷程度の評価区分記号（「付録－1」参照）

なお、貼付した写真には、起点・終点の方向を記入する。また、写真撮影にあたっては、できるだけ黒板（下図参照）を入れて撮影することとし、更にスケールが判るようなものを添えておくことが望ましい。

1. 写真番号
2. 橋梁名
3. 部材名
4. 要素番号
5. 損傷の種類及び番号

【留意事項】

- 1) 一枚の写真に複数の損傷が映り込んでいる場合は、主たる損傷を「損傷の種類」欄に、記載する。
- 2) 損傷の程度（a～e）については、必ず損傷種類毎に損傷写真を記載する。なお、損傷が無い場合でも、近接目視を行ったことの根拠となることや外観を継続的に、同じアングルからの写真で記録することの重要性を踏まえ、全要素について写真を残すこと。
- 3) 要素単位で損傷が無い場合は、健全な写真を添付し、損傷の種類は「N O N」、程度は「a」とする。
- 4) 前回点検との比較において、損傷程度が大きい損傷、進行がある損傷、または補修済みの損傷については、今回と前回の写真を並べて貼り付け、空白に、前回点検年度を記載する。ただし、比較考察を行う必要は無い。

11) データ記録様式（その11）損傷程度の評価記入表（主要部材）

本様式では、対象橋梁の主要部材（損傷を放置しておくと橋の架け替えも必要になると想定される部材も含む）について、要素毎に、損傷の種類・程度などを径間毎に整理する。損傷程度の評価は、損傷の程度をあらわす客観的な事実を示すものであり、すなわち、損傷の現状を要素毎に記号化して記録するものである。ここでの「損傷程度の評価」は、その原因や将来予測、橋全体の耐荷性能等へ与える影響度合い等は含まず、健全性の判定とは主旨や目的が異なることに留意する。なお、「主要部材」は、本文5に規定するものである。

データ記録様式（その11）の記入要領は、次のとおりとする。

次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

- ・「工種」：上部構造、下部構造などの区分記号（S, P, A 等；付表－3. 2 「各部材の名称と記号」参照）

- ・「材料」：鋼，コンクリートなどの部材材質区分記号（S, C, X 等；付表－3. 2 「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材種別」
 - 「名称」：主桁，床版などの部材名（付表－3. 2 「各部材の名称と記号」参照）
 - 「記号」：部材名称に対応した部材記号（M g, D s, B h 等；付表－3. 2 「各部材の名称と記号」参照）
 - 「要素番号」：要素の番号（例 0 2 0 5 等；「定期点検記録様式(その4)」参照）
- ・「損傷程度」
 - 「損傷程度の評価」：損傷程度の評価区分記号（「付録－2」参照）
 - 「定量的に取得した値」：各要素における定量的に得られる計測値（定量的に取得した場合に限る。なお、この欄は、当面は該当するものではなく、将来、定量的評価方法を定めた後に使用するものである。）
 - 「単位」：定量的に取得した値の単位（同上）
- ・「損傷パターン」：損傷パターンの区分番号（損傷の種類が「亀裂」「ひびわれ」「床版ひびわれ」「舗装の異常」「支承部の機能障害」「定着部の異常」の場合のみ記入；「付録－2」参照）
- ・「損傷の種類」：損傷の種類名（腐食，亀裂 等；「付録－1」参照）
- ・「分類」：各損傷における機能や材料等の分類番号（損傷の種類が「防食機能の劣化」「支承部の機能障害」「その他」「補修・補強材の損傷」「定着部の異常」「変色・劣化」の場合のみ記入；「付録－2」参照）

【留意事項】

- ①損傷の種類が、「亀裂」、「ひびわれ」、「床版ひびわれ」、「舗装の異常」、「支承部の機能障害」、「補修補強材の損傷」、「定着部の異常」の場合、損傷パターン番号を記入する。
- ②損傷の種類が「防食機能の劣化」、「支承部の機能障害」、「その他」、「補修・補強材の損傷」、「定着部の異常」、「変色・劣化」の場合、分類欄に値を記入する。
- ③損傷の種類が「その他」で分類が「その他」の場合は、備考欄に損傷の内容を記入する。
- ④全ての要素において、橋梁定期点検要領の「表-5.1.1 対象とする損傷の種類の標準」に示されている損傷に対して、点検した結果を確実に残すため、損傷程度の評価（a～e）を記入する。例えば、鋼製主桁において、損傷が⑤防食機能の劣化のみ「c」であった場合、同表に示される残りの損傷（②亀裂、③ゆるみ・脱落、④破断、⑩補修・補強材の損傷、⑬遊間の異常、⑯定着部の異常、⑰漏水・滯水、⑱異常な音・振動、⑲異常なたわみ、⑳変形・欠損）に「a」を記入する。ただし、当該要素において明らかに対象外である損傷種類（例えば、ボルトが使われていない要素での③ゆるみ・脱落）では、「NA」とする。
- また、全く損傷がない要素にあっては、損傷の種類を「NON」、損傷程度を「a」として入力する。
- なお、損傷のない要素番号は、出力されない。

12)データ記録様式（その12）損傷程度の評価記入表（データ記録様式（その11）に記載以外の部材）

本様式では、データ記録様式（その11）に該当するもの以外の部材について記載する。

記載方法については、データ記録様式（その11）に準拠するものとする。

13)データ記録様式（その13）損傷程度の評価結果総括

本様式では、対象橋梁の全ての部材について、損傷の種類・程度を、径間毎に、前回定期点検結果と対比するよう整理する。

「損傷の種類(程度)」欄については、データ記録様式（その11）、（その12）の記録(要素番号毎)を、部材番号毎に整理して記入する。各部材において、複数の損傷が記録される場合は、それぞれの損傷を記入する。また、同じ損傷で程度の異なるものについては、最も損傷程度の進行しているものを記入する。

データ記録様式（その13）の記入要領は、次のとおりとする。

次の項目以外については、「道路管理データベースシステム」のデータなどを活用すること。

- ・「工種」：上部構造、下部構造などの区分記号（S, P, A 等；付表－3. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「材料」：鋼、コンクリートなどの部材材質区分記号（S, C, X 等；付表－3. 2「各部材の名称と記号」参照）
- ・「部材種別」：
 - 「名称」：主桁、床版などの部材名称（付表－3. 2「各部材の名称と記号」参照）
 - 「記号」：部材名称に対応した部材記号（Mg, Ds, Bh 等；付表－3. 2「各部材の名称と記号」参照）
 - 「部材番号」：部材の番号（例 02 等；「定期点検記録様式（その4）」参照）
- ・「今回定期点検」
 - 「定期点検日」：今回実施した定期点検年月日
 - 「損傷の種類（程度）」：部材の損傷種類（損傷程度の評価区分記号）
(腐食 (a), ひびわれ (c) 等；「付録－1」参照)
- ・「前回定期点検」
 - 「定期点検日」：前回実施した定期点検年月日
 - 「損傷の種類（程度）」：部材の損傷種類（損傷程度の評価区分記号）
(腐食 (a), ひびわれ (c) 等；「付録－1」参照)

■付表－3. 1 構造形式一覧

(1) 上部構造

①鋼橋(ボルト又は溶接継手)

構造形式C	構造形式
121	I桁(非合成)
122	I桁(合成)
123	I桁(鋼床版)
124	I桁(不明)
125	H形鋼(非合成)
126	H形鋼(合成)
128	H形鋼(不明)
130	鋼桁橋(その他)
131	箱桁(非合成)
132	箱桁(合成)
133	箱桁(鋼床版)
134	箱桁(不明)
140	トラス橋
150	アーチ橋(その他)
151	タイドアーチ(アーチ橋)
152	ランガー(アーチ橋)
153	ローゼ(アーチ橋)
155	ニールセン(アーチ橋)
156	アーチ橋
160	ラーメン橋
172	箱桁(斜張橋)
199	その他(鋼溶接橋)

②鋼橋(リベット継手)

構造形式C	構造形式
221	I桁(非合成)
222	I桁(合成)
223	I桁(鋼床版)
224	I桁(不明)
225	H形鋼(非合成)
226	H形鋼(合成)
228	H形鋼(不明)
230	鋼桁橋(その他)
231	箱桁(非合成)
232	箱桁(合成)
233	箱桁(鋼床版)
234	箱桁(不明)
240	トラス橋
250	アーチ橋(その他)
251	タイドアーチ(アーチ橋)
252	ランガー(アーチ橋)
253	ローゼ(アーチ橋)
255	ニールセン(アーチ橋)
256	アーチ橋
260	ラーメン橋
—	—
299	その他(鋼(鉄)リベット橋)

③RC橋

構造形式C	構造形式
310	RC床版橋(その他)
311	RC 中実床版
312	RC 中空床版
—	—
321	RC T桁
—	—
—	—
—	—
—	—
330	RC桁橋(その他)
331	RC 箱桁
—	—
—	—
—	—
335	RC溝橋(BOXカルバート) ※336以外の溝橋
336	RC溝橋(BOXカルバート) ※活荷重による影響が小さい小規模な剛性ボックス構造で、第三者被害の恐れがないもの
350	アーチ橋(その他)
356	アーチ橋
360	ラーメン橋
—	—
—	—
—	—
—	—
399	その他(RC橋)

④PC橋

構造形式C	構造形式
410	PC床版橋(その他)
411	プレテン床版
412	プレテン中空床版
413	ポステン中空床版
421	プレテンT桁
421	プレテンT桁
422	プレテンT桁(合成)
423	ポステンT桁
424	ポステンT桁(合成)
430	PC桁橋(その他)
431	プレテン箱桁
432	プレテン箱桁(合成)
433	ポステン箱桁
434	ポステン箱桁(合成)
435	PC溝橋(BOXカルバート) ※436以外の溝橋
436	PC溝橋(BOXカルバート) ※活荷重による影響が小さい小規模な剛性ボックス構造で、第三者被害の恐れがないもの
450	アーチ橋(その他)
456	アーチ橋
460	ラーメン橋
471	I桁(斜張橋)
472	箱桁(斜張橋)
481	波形鋼板ウェブ橋
482	鋼管トラスウェブ橋
—	—
499	その他(PC橋)

⑤SRC橋

構造形式C	構造形式
556	アーチ橋
599	その他(SRC橋)

⑥石橋

構造形式C	構造形式
650	アーチ橋(その他)
656	アーチ橋
699	その他(石橋)

⑦H形鋼橋(継手なし)

構造形式C	構造形式
825	H形鋼(非合成)
826	H形鋼(合成)
828	H形鋼(不明)
830	鋼桁橋(その他)

⑨その他

構造形式C	構造形式
960	ラーメン橋
972	箱桁(斜張橋)
999	その他

(2) 床版形式

床版種類 使用形式 C	床版種類使用形式	床版種類使用形式その他
11	一体型(場所打主桁+場所打床版)	
21	上乗せ型(プレキャスト主桁+場所打床版)	
31	間詰め型(プレキャスト主桁+場所打床版)	
41	一体型(プレキャスト主桁+プレキャスト床版)	
42	現場接合(プレキャスト主桁+プレキャスト床版)	
51	場所打床版(RC)	
52	場所打床版(PC)	
53	場所打床版(不明)	
61	プレキャスト床版(PC)	
62	プレキャスト床版(RC)	
61	プレキャスト床版(不明)	
71	鋼床版	
81	合成床版	
91	鋼コンクリート合成床版	
99	その他	
99	その他	I型鋼格子床版
99	その他	デッキプレート床版
99	その他	デッキプレート併用RC床版
99	その他	PC現場打ち
99	その他	プレキャストPCパネル+場所打ちRC床版のPC合成床版
99	その他	ボックスカルバート
99	その他	現場打ちボックスカルバート
99	その他	鋼埋殺し型枠併用RC床版
99	その他	波型鋼板
99	その他	アルミ床版
99	その他	スラブプレート
99	その他	石
99	その他	床版なし

(3) 下部構造

橋台橋脚構造形式C	橋台橋脚構造形式	橋台橋脚構造形式その他
11	重力式橋台	
12	半重力式橋台	
13	逆T式橋台	
14	控え壁式橋台	
15	ラーメン橋台	
16	中抜き橋台	
17	盛りこぼし橋台	
18	小橋台	
19	その他(橋台)	
19	その他(橋台)	L型橋台
19	その他(橋台)	T型橋台
19	その他(橋台)	U型橋台
19	その他(橋台)	アーチアバット
19	その他(橋台)	インテグラルアバット
19	その他(橋台)	パイルベント橋台
19	その他(橋台)	プラケット取付
19	その他(橋台)	プラケット張出
19	その他(橋台)	ボックスカルバート
19	その他(橋台)	ボックスカルバート側壁
19	その他(橋台)	もたれ擁壁
19	その他(橋台)	深基礎杭橋台
19	その他(橋台)	石積み橋台
19	その他(橋台)	柱式橋台(ビアアバット)
19	その他(橋台)	箱式橋台
19	その他(橋台)	本橋からの張出
19	その他(橋台)	本線橋台からの張出
19	その他(橋台)	本線一体型
19	その他(橋台)	不明
21	橋台部ジョイントレス構造	

注: 橋台橋脚構造形式その他は、代表的な例である。

個別に適切に設定すること。

(4) 基礎形式

基礎形式C	基礎形式	基礎形式その他
0	直接基礎	
1	オーフンケーション	
1	鋼管ソイルセメント杭	
1	プレボーリング杭	
2	ニューマチックケーション	
3	鋼管矢板	
4	場所打ぐい	
4	深基礎(柱状体深基礎、組杭深基礎)	
5	既製鋼ぐい	
6	既製RCぐい	
7	既製PCぐい	
8	木ぐい	
9	その他	
9	その他	PCウェル
9	その他	PHC
9	その他	SC杭+PHC杭
9	その他	軽量鋼矢板
9	その他	杭頭部:SC杭
9	その他	地中連続壁
9	その他	不明

注: 基礎形式その他は、代表的な例である。

個別に適切に設定すること。

橋台橋脚構造形式C	橋台橋脚構造形式	橋台橋脚構造形式その他
21	壁式橋脚(RC)	
22	壁式橋脚(SRC)	
23	壁式橋脚(鋼製)	
31	柱橋脚(RC)	
32	柱橋脚(SRC)	
33	柱橋脚(鋼製)	
34	柱橋脚1柱円(RC)	
35	柱橋脚1柱円(SRC)	
36	柱橋脚1柱円(鋼製)	
37	柱橋脚1柱小判(RC)	
38	柱橋脚1柱小判(SRC)	
39	柱橋脚1柱小判(鋼製)	
41	ラーメン橋脚(RC)	
42	ラーメン橋脚(SRC)	
43	ラーメン橋脚(鋼製)	
44	柱橋脚1柱角(RC)	
45	柱橋脚1柱角(SRC)	
46	柱橋脚1柱角(鋼製)	
47	T型橋脚柱角型(RC)	
48	T型橋脚柱角型(SRC)	
49	T型橋脚柱角型(鋼製)	
51	二層ラーメン橋脚(RC)	
53	二層ラーメン橋脚(鋼製)	
61	T型橋脚(RC)	
62	T型橋脚(SRC)	
63	T型橋脚(鋼製)	
64	T型橋脚柱円型(RC)	
65	T型橋脚柱円型(SRC)	
66	T型橋脚柱円型(鋼製)	
67	T型橋脚柱小判型(RC)	
68	T型橋脚柱小判型(SRC)	
69	T型橋脚柱小判型(鋼製)	
71	I型橋脚(RC)	
73	I型橋脚(鋼製)	
81	パイルベント橋脚(RC)	
82	パイルベント橋脚(SRC)	
83	パイルベント橋脚(鋼製)	
84	柱橋脚2柱角(RC)	
85	柱橋脚2柱角(SRC)	
86	柱橋脚2柱角(鋼製)	
87	柱橋脚2柱円(RC)	
88	柱橋脚2柱円(SRC)	
89	柱橋脚2柱円(鋼製)	
91	柱橋脚2柱小判(RC)	
92	柱橋脚2柱小判(SRC)	
98	アーチ拱抬	
99	その他(橋脚)	
99	その他(橋脚)	H形鋼梁
99	その他(橋脚)	ゲルバーハンジ部
99	その他(橋脚)	ヒンジ
99	その他(橋脚)	プラケット式橋台
99	その他(橋脚)	プラケット取付
99	その他(橋脚)	プラケット張出
99	その他(橋脚)	ボックスカルバート隔壁
99	その他(橋脚)	ラーメン橋脚(PC)
99	その他(橋脚)	ロッキング橋脚(鋼製)
99	その他(橋脚)	掛け違い橋脚
99	その他(橋脚)	形鋼による本線部橋脚添架
99	その他(橋脚)	鋼管ウエル式橋脚
99	その他(橋脚)	鋼製
99	その他(橋脚)	中空橋脚
99	その他(橋脚)	方柱ラーメン
99	その他(橋脚)	本橋からの張出
99	その他(橋脚)	本線一体型
99	その他(橋脚)	本線橋に含む
99	その他(橋脚)	本線橋下部工からの張出し
99	その他(橋脚)	本線橋張出梁
99	その他(橋脚)	枕梁式橋台
99	その他(橋脚)	拱抬橋脚
99	その他(橋脚)	不明

注: 橋台橋脚構造形式その他は、代表的な例である。

個別に適切に設定すること。

■付表—3. 2 各部材の名称と記号

工種		構造形式		材料		部材種別	
上部構造	S	鋼析橋	Gs	鋼	S	主桁	Mg main girder
		箱析橋	Bs	コンクリート	C	横析	Cr cross beam
		トラス橋	Ts	その他	X	縦析	St stringer
		アーチ橋	As			床版	Ds deck, slab, deck slab
		斜張橋	Cs			対傾構	Cf cross frame
		その他	Xs			横構	Lu upper lateral
						下横構	Ll lower lateral
						主構トラス	Bt boom
						上・下弦材	Dt diagonal member
						斜材・垂直材	Pt portal bracing
						アーチ	Ar arch rib
						補剛桁	Sa stiffening girder
						吊り材	Ha hanger
						支柱	Ca column
						橋門構	Pa portal bracing
						ラーメン	Rg rigid frame
						主構(桁)	Rp rigid pier
						斜張橋	Sc stay cable
						塔柱	Ts tower shaft
						塔部水平材	Th tower horizontal member
						塔部斜材	Td tower diagonal member
						外ケーブル	Co outer cable, external cable
						ゲルバー部	Gb gerber
						PC定着部	Cn anchorage of PC tendon
						格点	Pp panel point
						コンクリート埋込部	Em embedded member in concrete
						その他	Sx
工種		構造形式		材料		部材種別	
下部構造	橋脚	P	独立柱	Cp	鋼	S	柱部・壁部
			T型・Y型	Tp	コンクリート	C	梁部
			壁式	Wp	その他	X	隅角部・接合部
			門型・ラーメン	Rp			その他
			その他	Xp			
工種		構造形式		材料		部材種別	
下部構造	橋台	A	橋台	Aa	鋼	S	胸壁
			その他	Xa	コンクリート	C	豎壁
						X	翼壁
							その他
工種		構造形式		材料		部材種別	
下部構造	基礎	F	基礎	Ff	鋼	S	フーチング
			その他	Xf	コンクリート	C	その他
						X	その他
工種		構造形式		材料		部材種別	
支承部	B	支承	Be	鋼	S	支承本体	Bh shoe, bearing
		その他	Xe	コンクリート	C	アンカーボルト	Ba anchor bolt
					X	沓座モルタル	Bm mortar
							台座コンクリート
							Bc concrete
							Bx
工種		構造形式		材料		部材種別	
支承部	B	落橋防止システム	Bs	鋼	S	落橋防止システム	Sf structure for falling prevention of bridge
				コンクリート	C		
				その他	X		

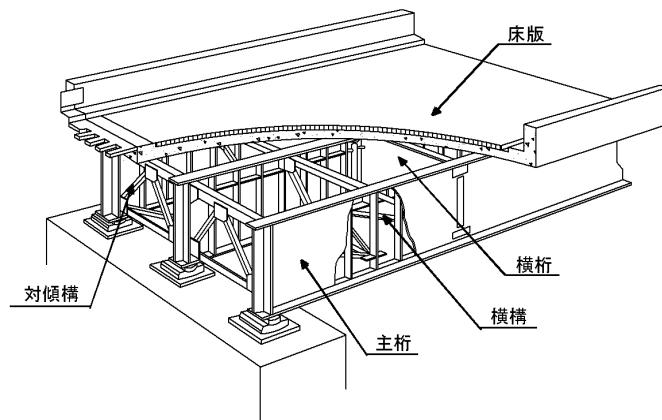
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	高欄	R	鋼	S	高欄	Ra railing
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	防護柵	G	鋼	S	防護柵	Gf guard fence
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	地覆	F	鋼	S	地覆	Fg felloe guard
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	中央分離帯	M	鋼	S	中央分離帯	M median
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	伸縮装置	E	鋼	S	伸縮装置	Ej expansion joint
				ゴム	R		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	遮音施設	S	鋼	S	遮音施設	Si sound insulation
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	縁石	C	鋼	S	縁石	Cu curb
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
路上	R	舗装	P	アスファルト	A	舗装	Pm pavement
				コンクリート	C		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
排水施設	D	排水施設	D	鋼	S	排水ます	Dr drain
				塩ビ	V	排水管	Dp drain pipe
				その他	X	その他	Dx
工種		構造形式		材料		部材種別	
点検施設	I	点検施設	I	鋼	S	点検施設	Ip inspection path
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
添架物	U	添架物	U	鋼	S	添架物	Ut utilities
				塩ビ	V		
				その他	X		
工種		構造形式		材料		部材種別	
袖擁壁	W	袖擁壁	W	コンクリート	C	袖擁壁	Ww wing wall
				その他	X		

工種		構造形式		材料		部材種別	
溝橋(ボックスカルパート)	C	ボックスカルパート	B c	鉄	S	頂版	Ct Top slab
		その他	X s	コンクリート	C	側壁	Sw Side wall
				その他	X	底版	Cb Bottom slab
						隔壁	Iw Intermediate wall
						断面方向連結部(プレキャスト)	Jo Joint
						縦断方向連結部(プレキャスト)	Lj Longitudinal joint section
						目地部	Eq Edge joint
						翼壁	W w Wing wall
						その他	Sx

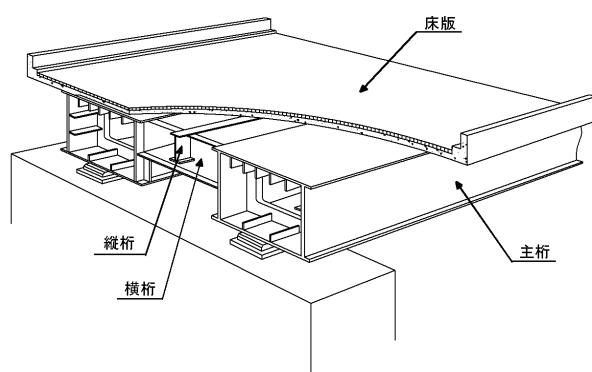
■付図-3. 1 部材の名称

・上部構造

鋼鈑桁

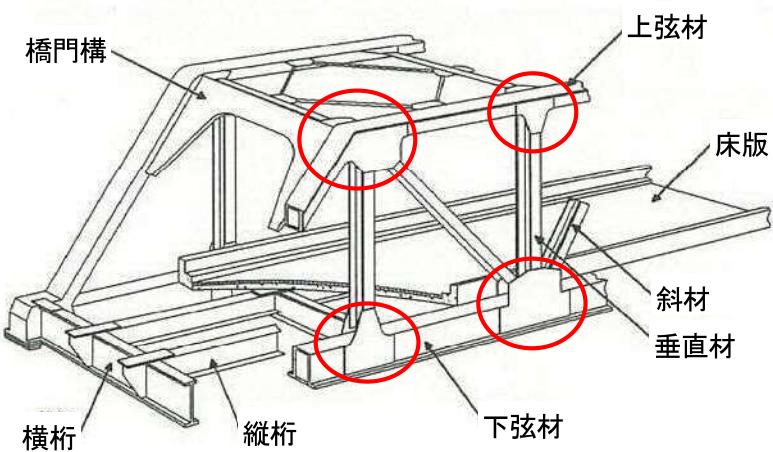
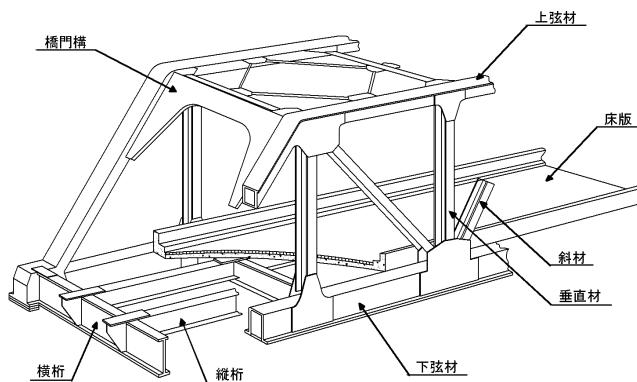


鋼箱桁

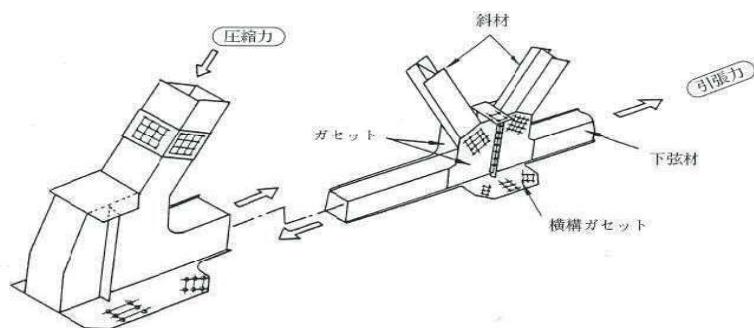


付図-3. 1 部材の名称 (その1)

トラス



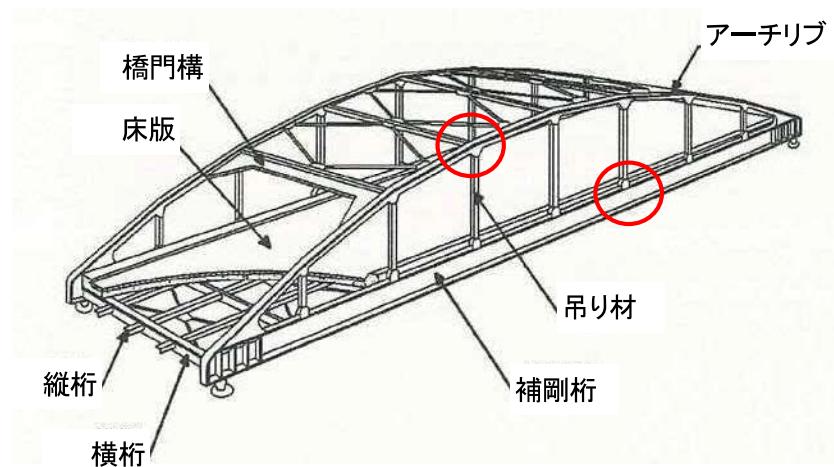
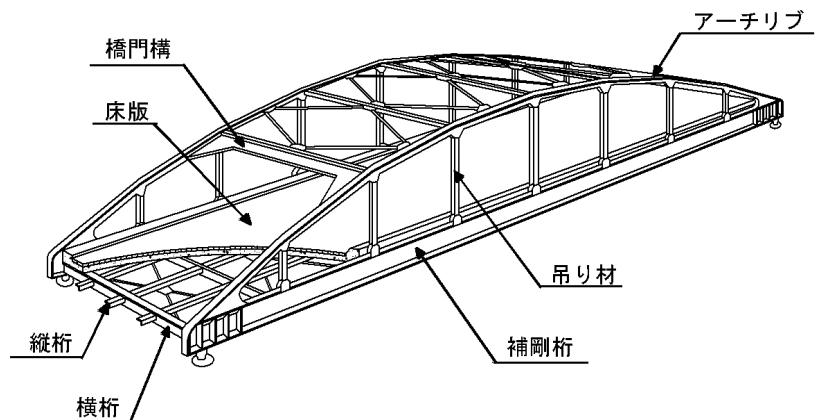
トラス橋の格点部



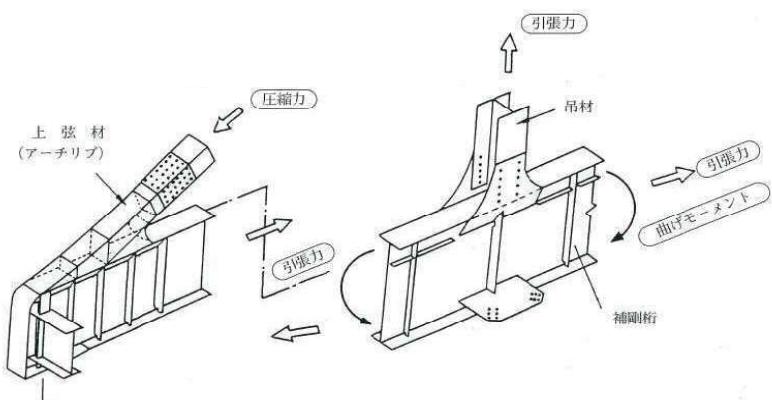
格点部の詳細

付図-3. 1 部材の名称 (その2)

アーチ（下路式）



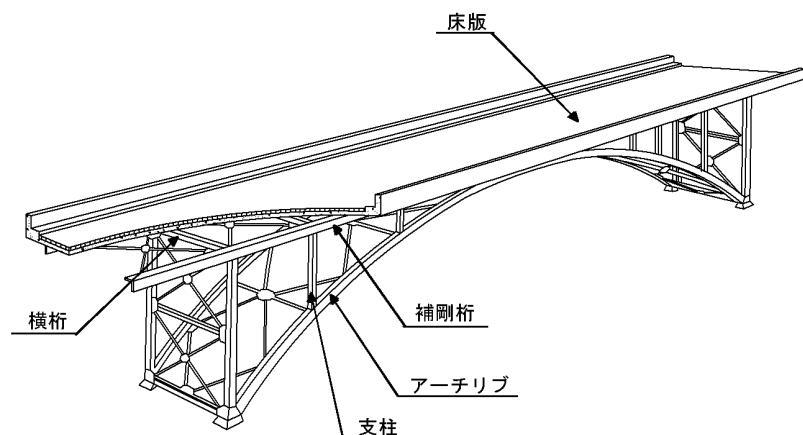
アーチ橋の格点部



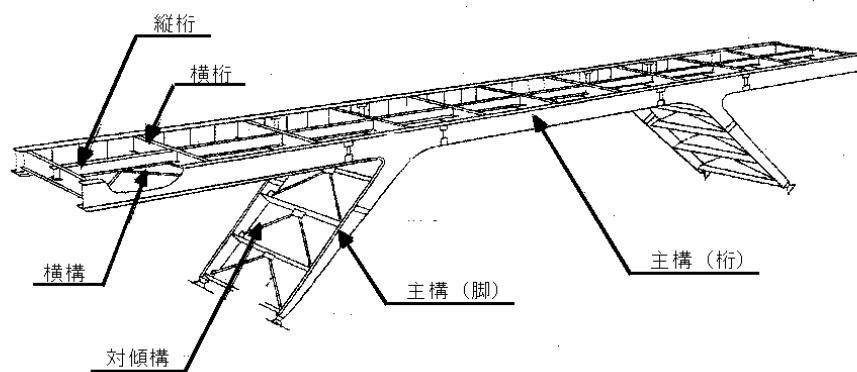
格点部の詳細

付図-3. 1 部材の名称 (その3)

アーチ（上路式）

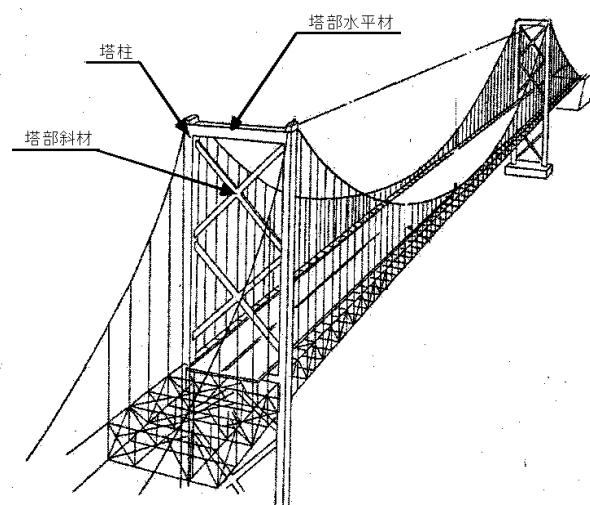
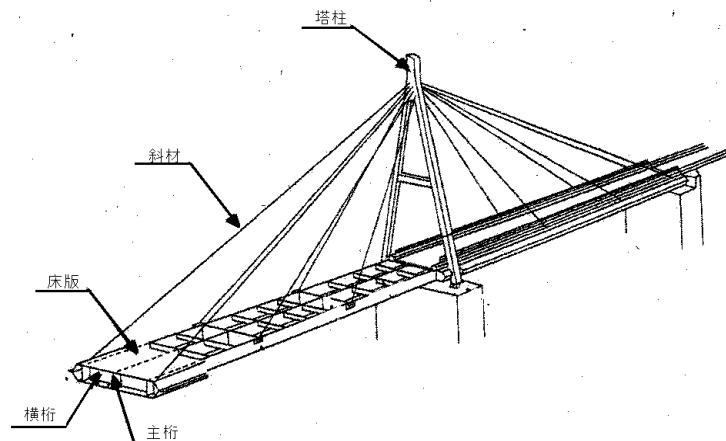


ラーメン

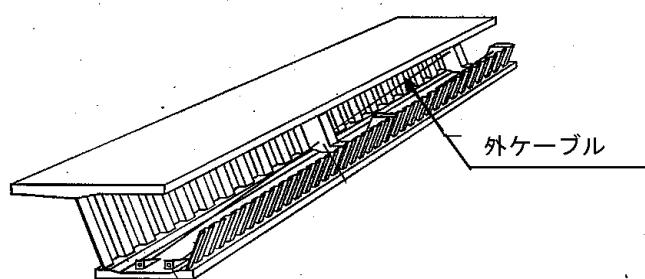


付図-3. 1 部材の名称 (その4)

斜張橋・吊り橋

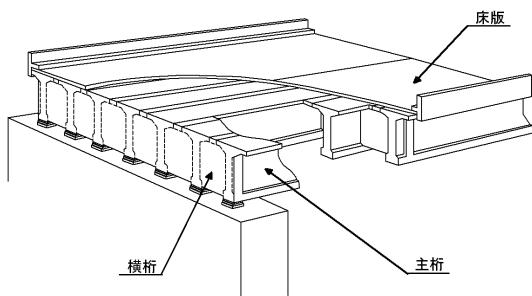


外ケーブル

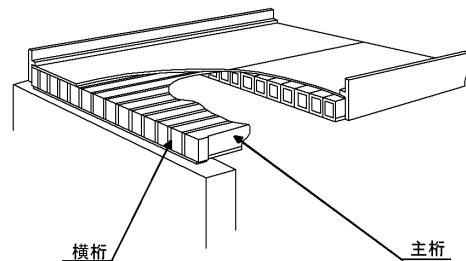


付図-3. 1 部材の名称 (その5)

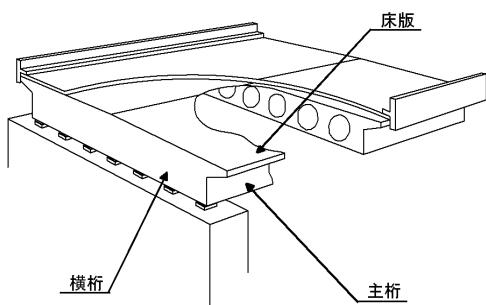
P C T 桁, R C T 桁



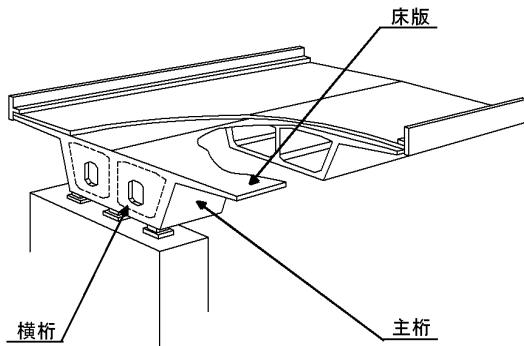
P C プレテン中空床版



P C ポステン中空床版

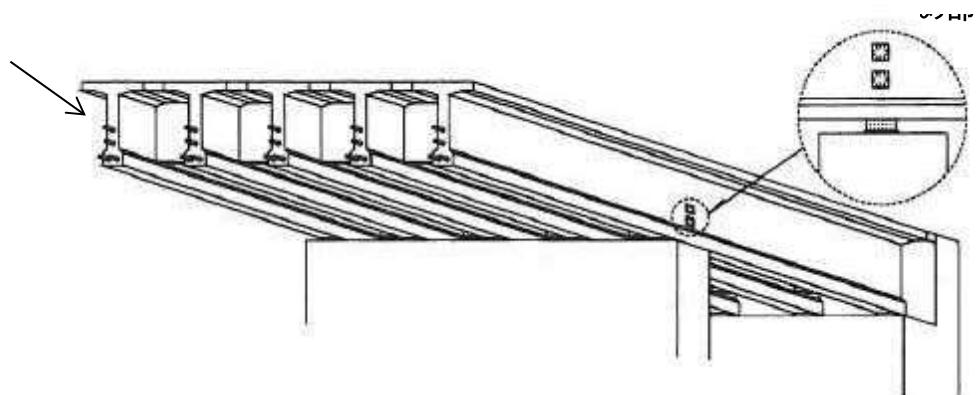


P C 箱桁, R C 箱桁

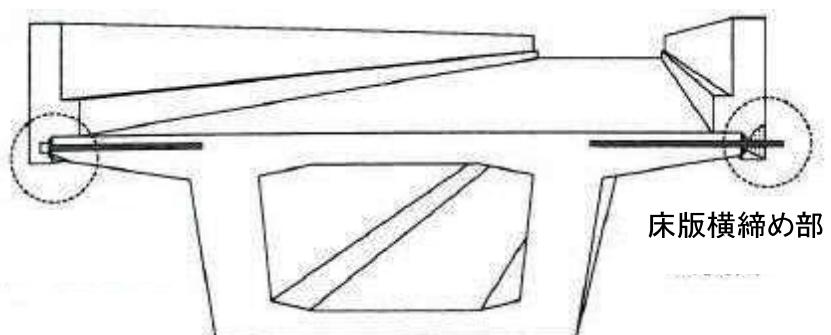


付図－3. 1 部材の名称（その6）

P C 定着部



注：縦締め部は、完成後は目視不可能な場合がほとんどである。



注：床版横締め部は、完成後は目視不可能な場合がほとんどである。

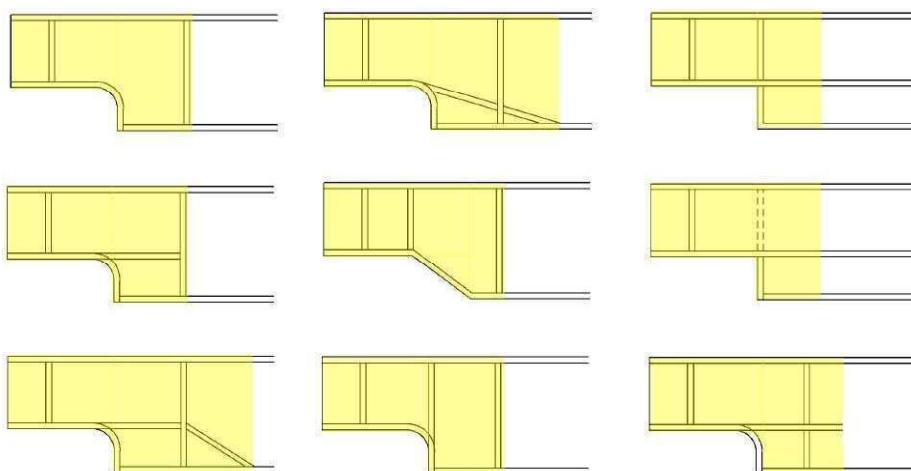
付図－3. 1 部材の名称（その7）

ゲルバー部

a) 鋼主桁のゲルバー部

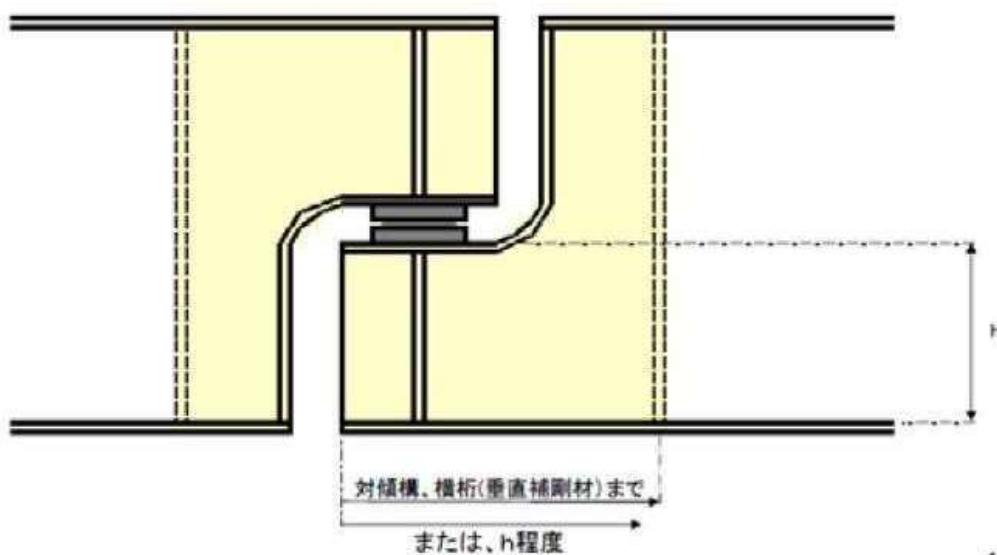
- ・鋼主桁のゲルバー部の範囲は、次図の着色範囲を標準とする。

a) 標準例



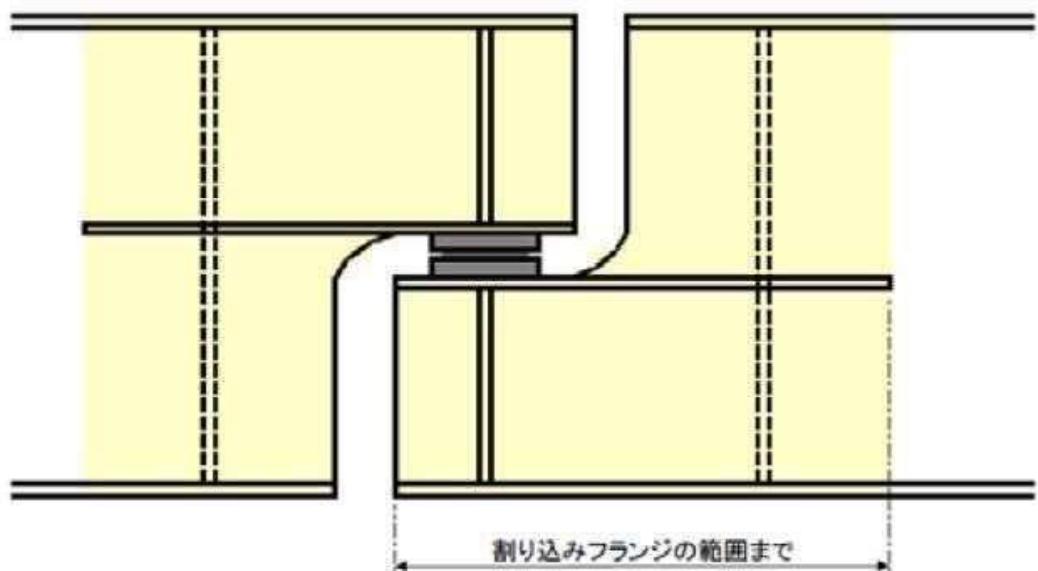
b) 未補強の例

- ・ゲルバー部近傍の対傾構または横桁まで（それらと取り合っている垂直補剛材まで）とする。
- ・外桁外面など、垂直補剛材が無い場合は、下図の「 h 」の範囲とする。



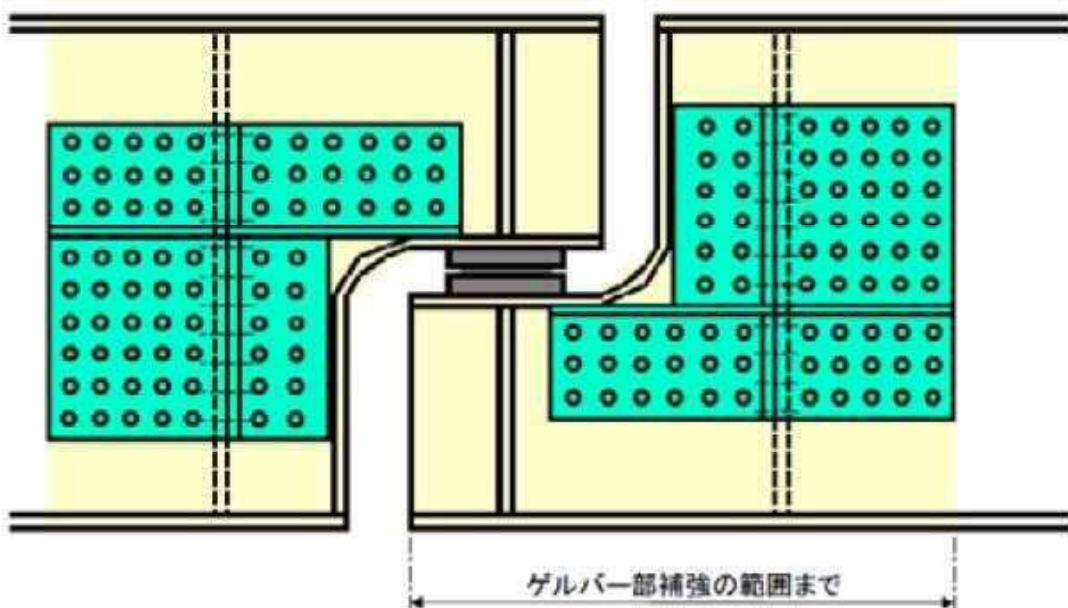
c) 割り込みフランジがある例

- ・割り込みフランジのある範囲とする。



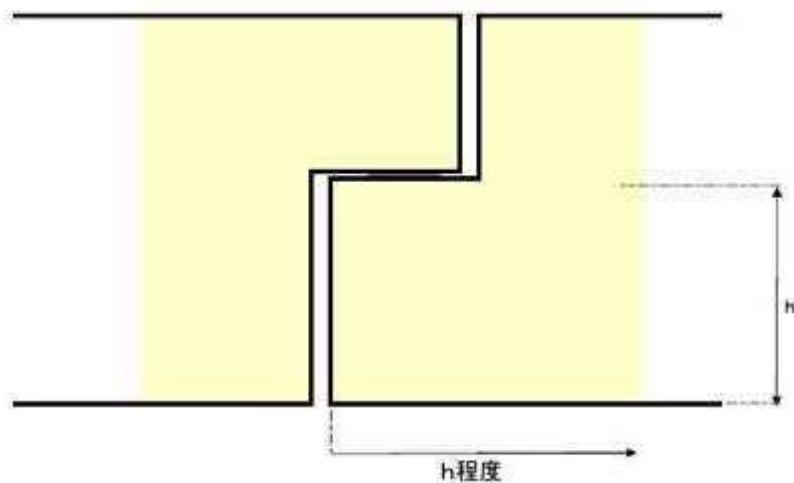
d) 補強済みの例

- ・ゲルバー補強の範囲までとする。
- ・なお、後から補強された「ゲルバー補強材」に損傷が認められた場合は、付録－2 「⑩
補修・補強材の損傷（分類5：鋼釘（あて板等））」として扱う。



4) コンクリート主桁のゲルバー部

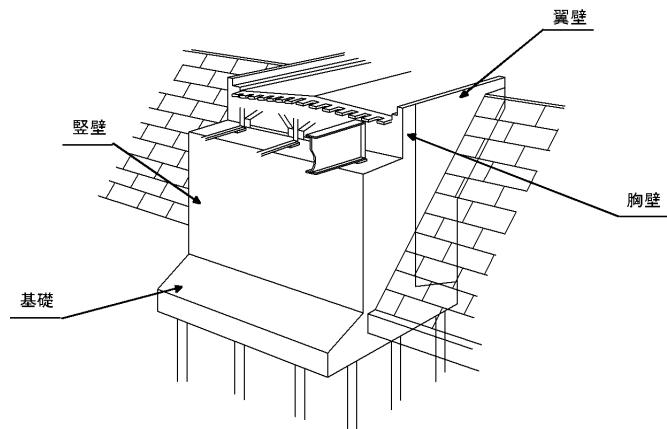
- ・下図の「 h 」の範囲とする。



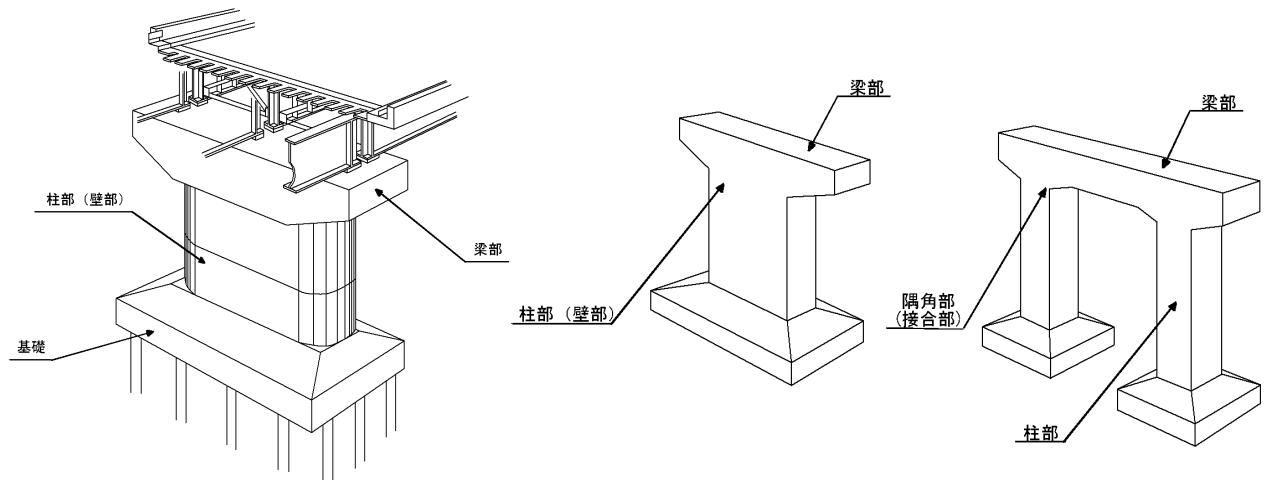
付図-3. 1 部材の名称 (その8)

・下部構造

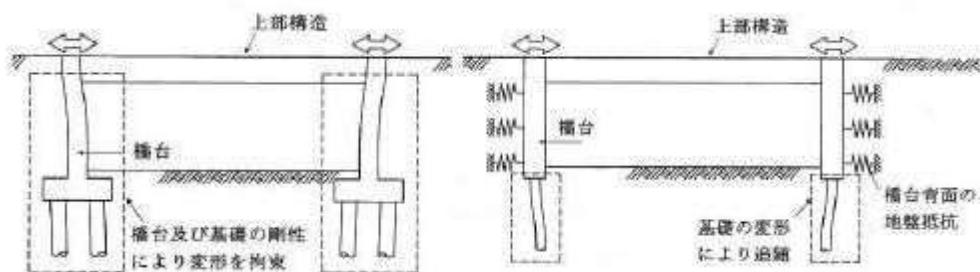
橋台



橋脚

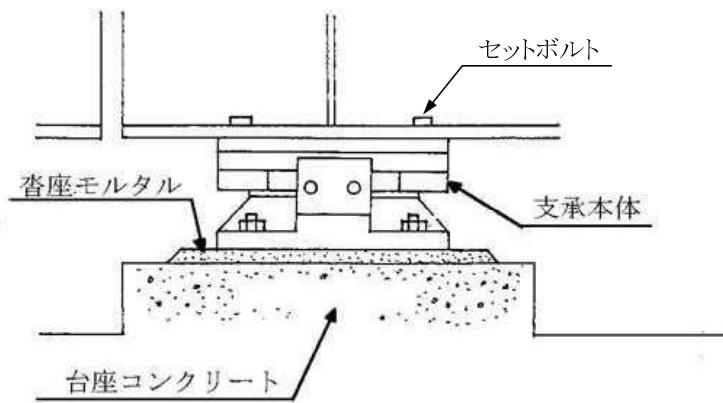
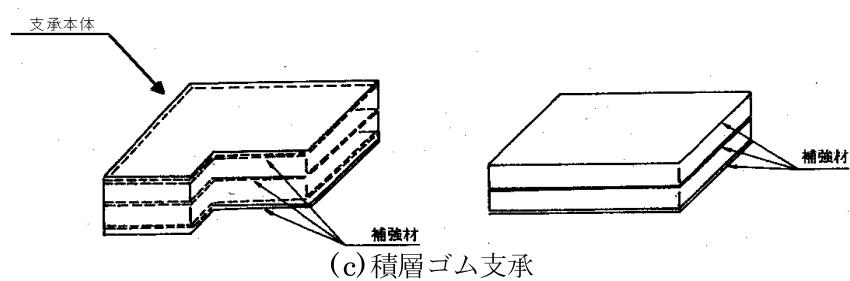
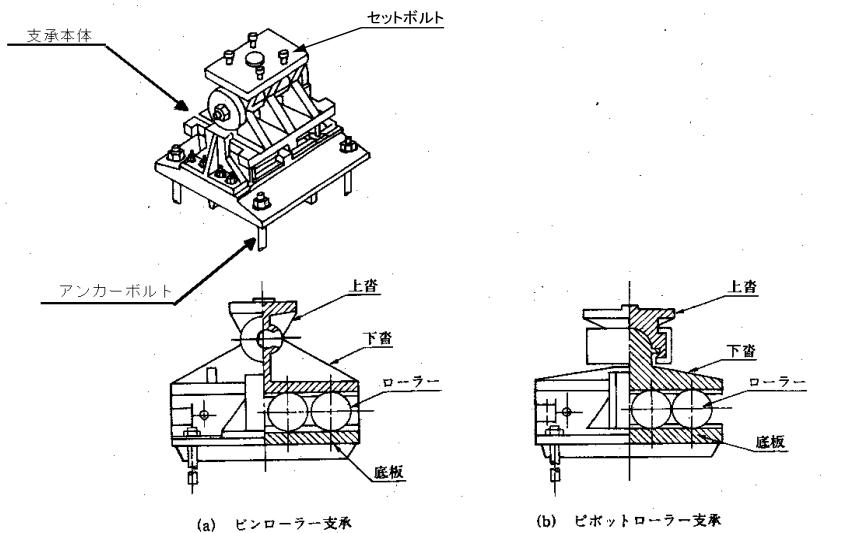


橋台部ジョイントレス構造



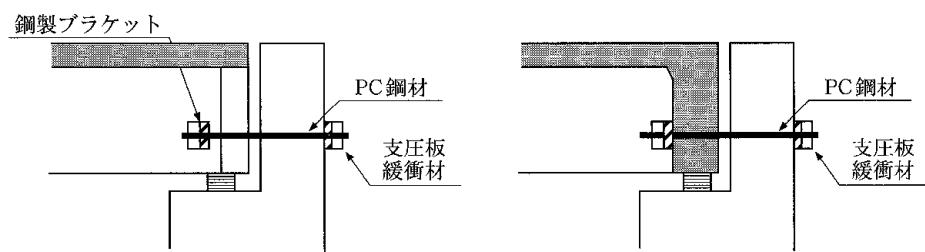
付図-3. 1 部材の名称 (その9)

・支承部



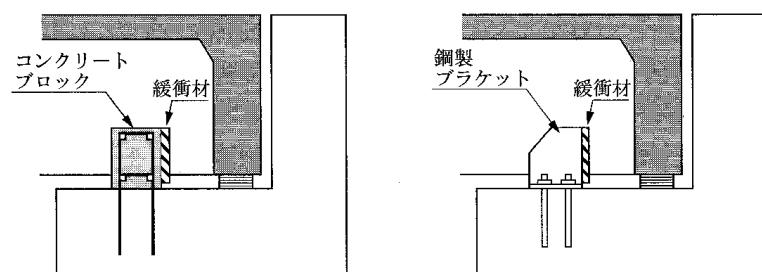
付図-3. 1 部材の名称 (その10)

落橋防止システム



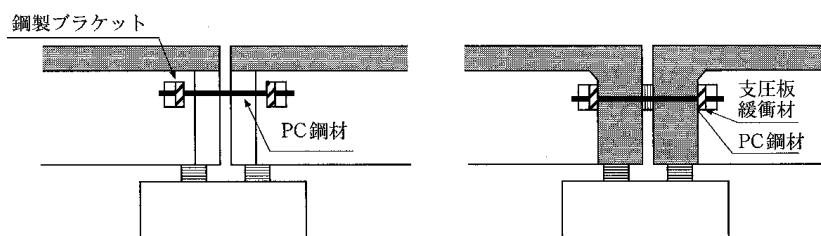
(a) 鋼上部構造の場合

(b) コンクリート上部構造の場合



(a) コンクリートブロックを用いる落橋防止構造

(b) 鋼製ブレケットを用いる落橋防止構造

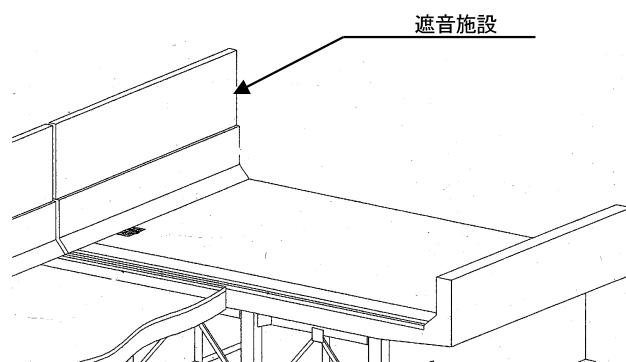
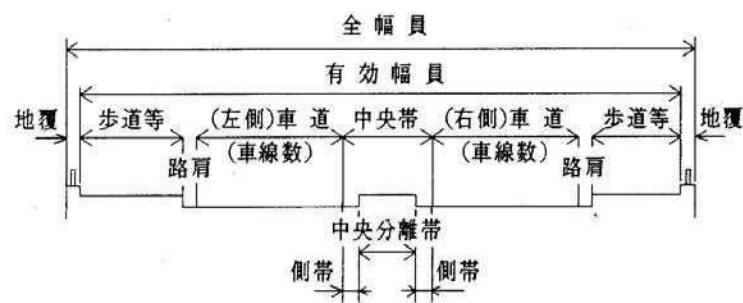
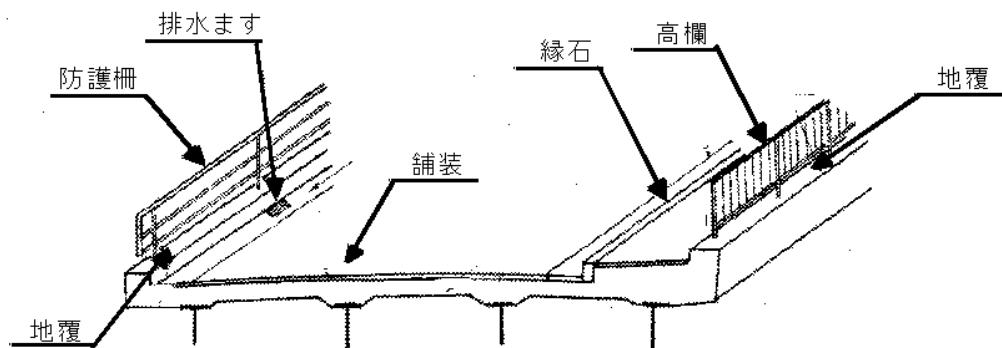


(a) 鋼上部構造の場合

(b) コンクリート上部構造の場合

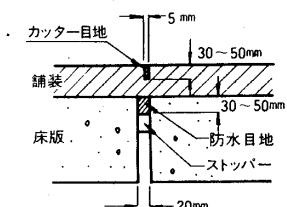
付図-3. 1 部材の名称 (その1)

・路上

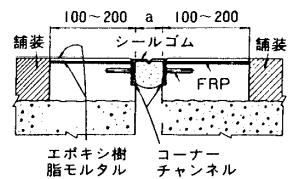


付図-3. 1 部材の名称 (その12)

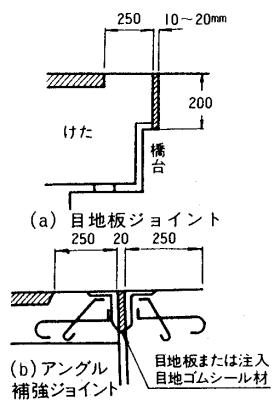
伸縮装置



盲目地形式

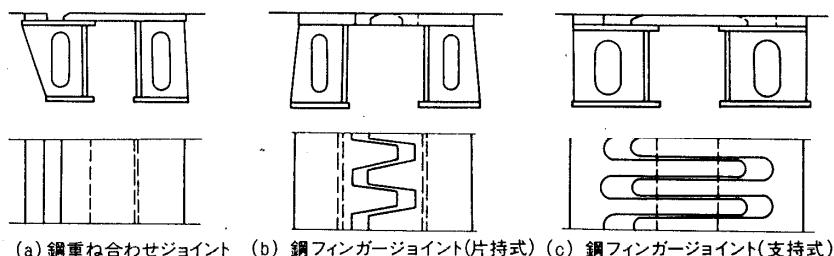


突き合わせ後付形式の例



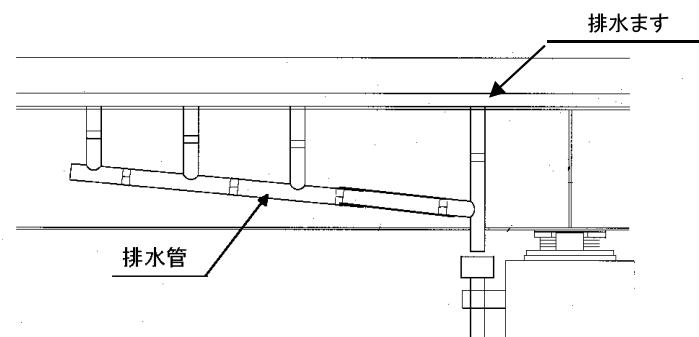
ゴムジョイント形式の例

突き合わせ先付形式

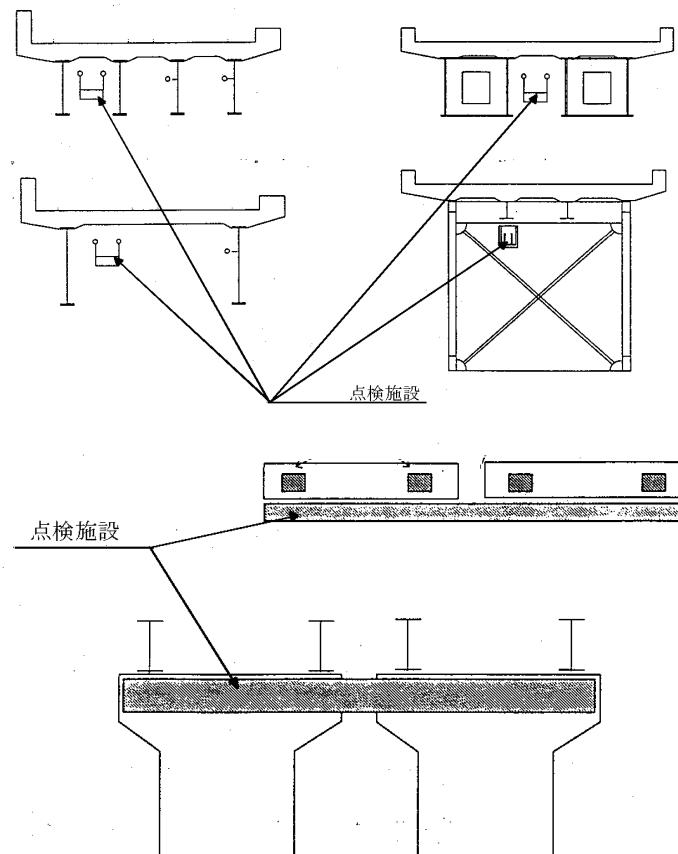


付図-3. 1 部材の名称 (その13)

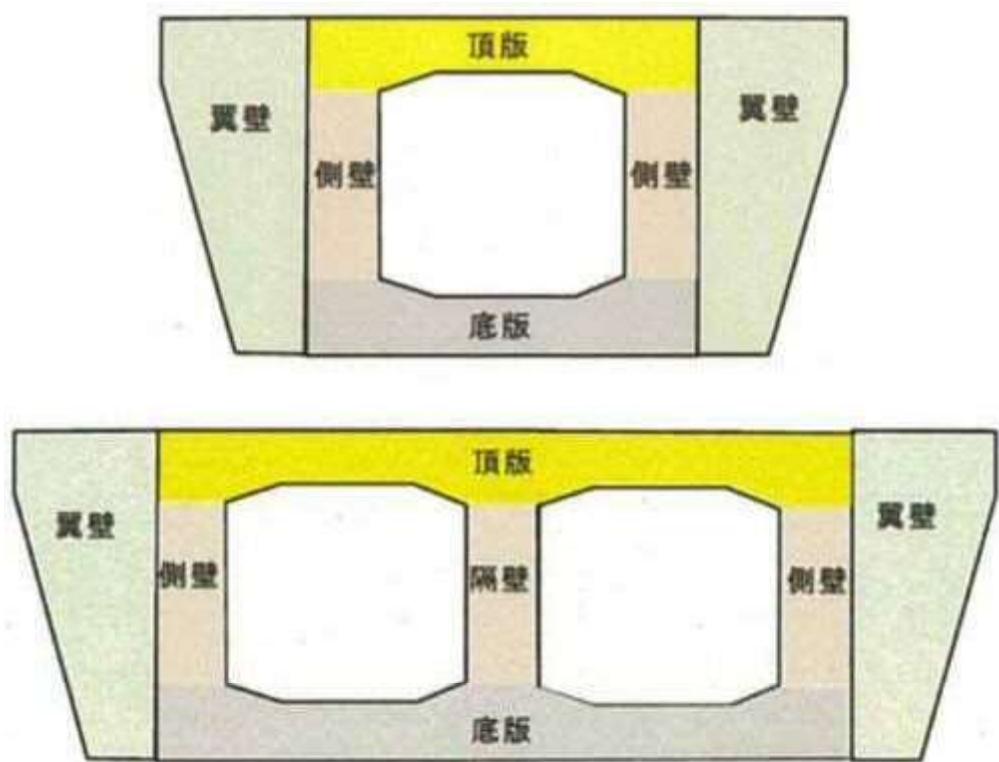
・排水施設



・点検施設



付図-3. 1 部材の名称 (その14)

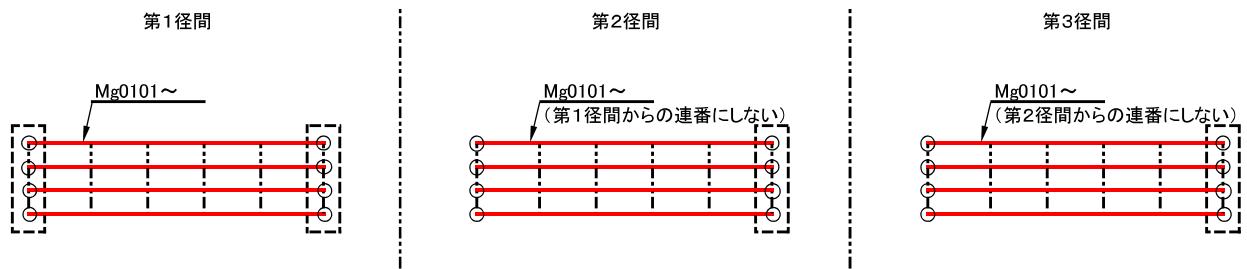


付図-3. 1 部材の名称（その15）

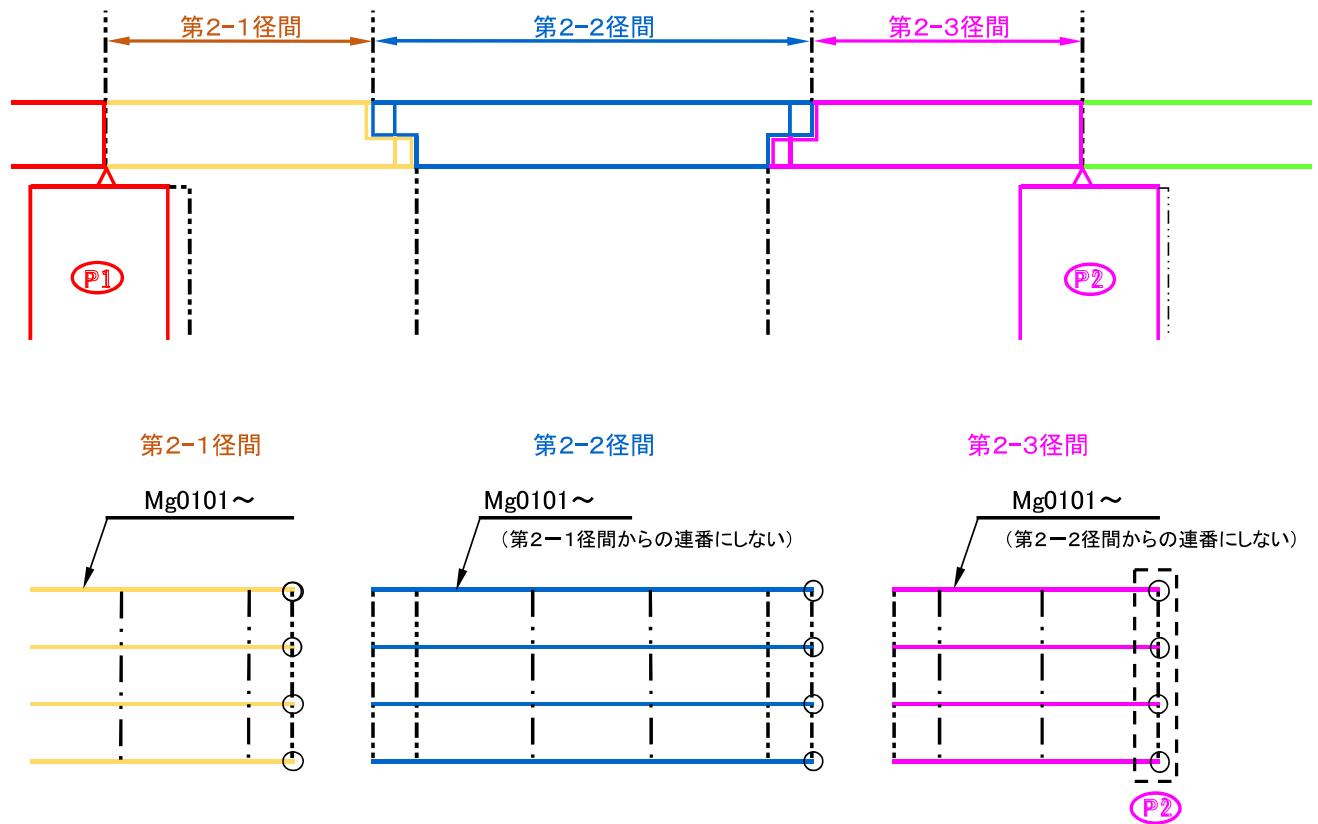
■付図-3. 2 要素番号例

(1) 番号付番の基本

番号付番の基本として、要素番号（部材番号）は、径間毎に付番する。



ゲルバー桁等、径間分割がある場合は、分割された径間毎に付番する。



付図-3. 2 要素番号例 (その1)

(2) 番号付番の方法

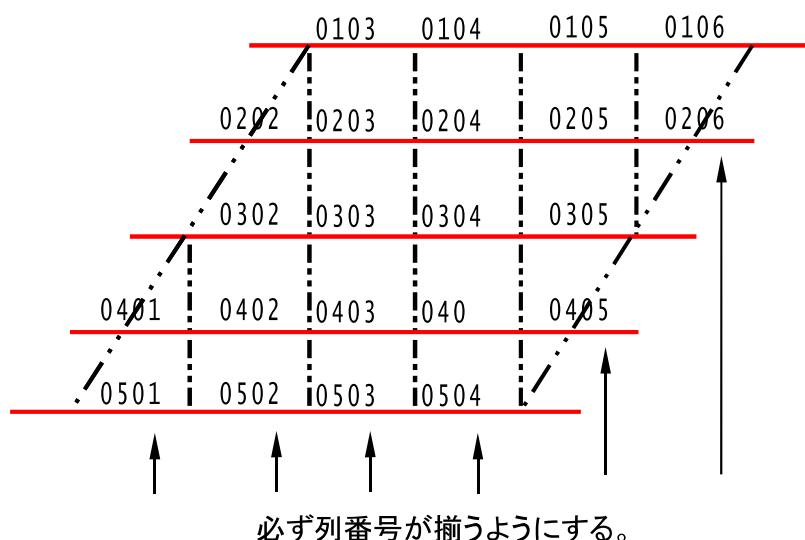
①主桁(M)

- ・橋軸方向は、横桁、対傾構、プラケット、隔壁、ダイアフラムで分割する。
- ・桁端部の張出（支点上横位置から桁端部）については、分割しない。
- ・行番号の前2桁を、部材番号とする。

a) 標準例



b) 斜橋の例

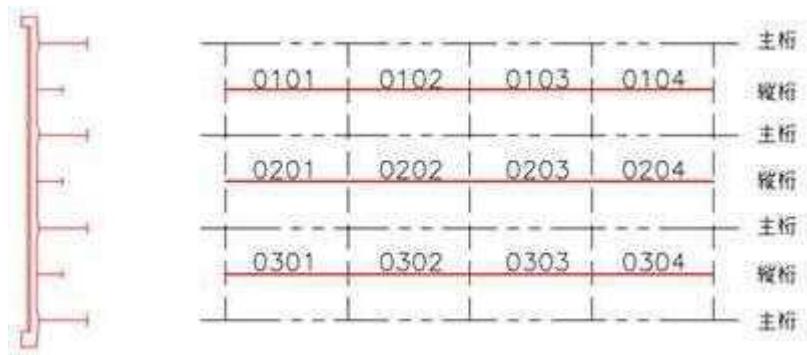


付図-3. 2 要素番号例 (その2)

②縦桁(St)

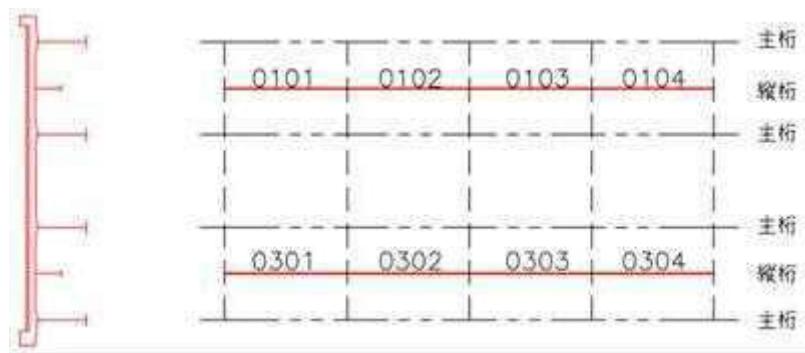
- ・主桁の付番方法に準ずる。

a) 標準例

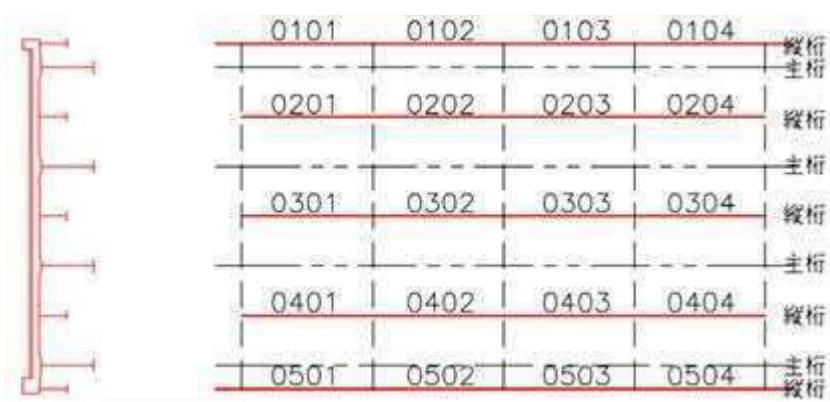


b) 縦桁がある例

- ・縦桁のある格間とない格間が混在する場合、ない格間は欠番とし、番号を飛ばす。



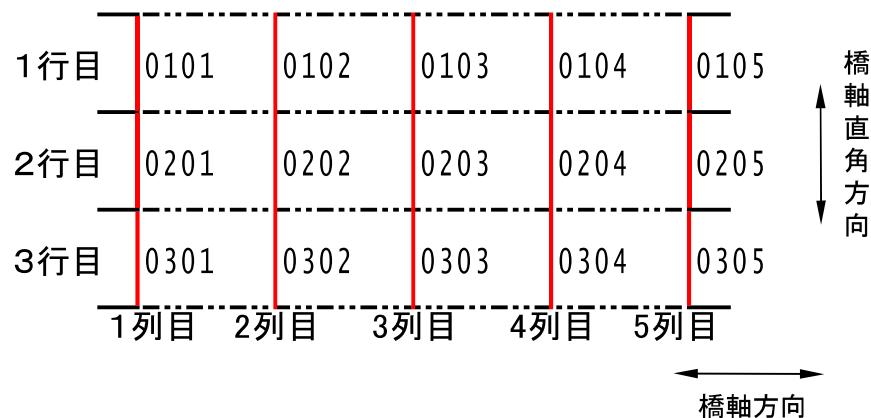
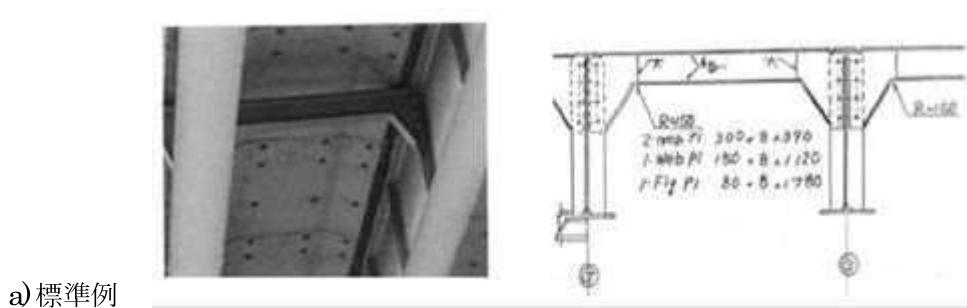
c) 張出部に縦桁がある例



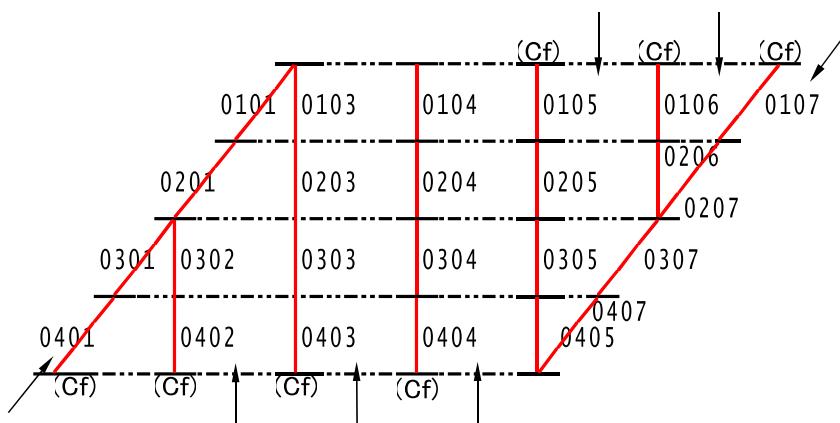
付図-3. 2 要素番号例 (その3)

③横桁(G)・対傾構(G)

- 橋軸直角方向は主桁で分割する。なお、縦桁では分割しない。
- 横桁と対傾構は連番とする。
- ブラケットは横桁として扱う。
- 箱桁内部のダイアフラム及び隔壁は横桁として扱い、要素番号の左側の桁を「9」とする。
- 横桁（分配横桁）と対傾構の区分は、充腹構造だから横桁、トラス形式だから対傾構という見た目の決めではなく、機能で判断する（横桁は主部材、対傾構はその他部材）。分配機能を期待している部材及び各支点上の部材を横桁とする。なお、主桁の桁高が低いためトラス式対傾構が使えず、形状保持として簡単な充腹構造とした梁部材は、対傾構と扱う（次図参照）。



b) 斜橋の例



横桁の場合、要素番号の後2桁が部材番号となるため、必ず列番号が揃うようにする。